# 第３章　各論《生活場面別計画》

【用語の説明】

・各計画事業等の右欄は次の約束にしたがって記入しました。

１　「充実」 （継続）

現行の制度・事業を継続して、必要に応じて改善を行うことをいいます。

２　「実施」 （短期）

直ちにもしくは短期的に、新たな事業を行ったり、大きな改善・見直しを行うこと、あるいは必要なものを段階的に追加していくことをいいます。

この中には、予算や制度の有無にかかわりなく、市として積極的な行動を起こしたり、他の事業主体に対する働きかけや要望を含むこととします。

３　「検討・実施」 （中・長期）

検討を行った上で、中・長期的に実施することをいいます。

４　「検討」 （未定）

計画年次の中で検討や研究を行うが、実施時期等については未定のものをいいます。

・重点施策の３ 社会情勢の変化等への対応の（４）に基づき、ＩＣＴの利活用や、ＩｏＴ、ＡＩ時代のスマートインクルージョンの視点を反映した計画事業等にはＩＣＴ施策と記入しました。

【施策の体系】

この計画では、これまでと同様に、法律やそれに基づく制度等の分類にとらわれず、障害のある人の生活を中心に据えて施策の体系を設定しました。

前計画期間内においては、平成28年４月に「障害者差別解消法」が施行され、これを受け、都道府県を中心にいわゆる障害者差別解消推進条例が制定され、令和元年10月には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」が施行されるなど、共生社会の実現に向けた取り組みが全国的に拡大しました。

一方、令和２年に入ると、新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、わが国においても、国民の健康や経済にとどまらず、周囲の人との接し方や感染者等に対する差別などの問題が発生し、国民の生活にも大きな影響を及ぼすなど、これまでにも増して、障害のある人およびそのご家族の方は、将来への心配や障害のある子どもを長年支えてきた親がその子どもを支えることができなくなった日、すなわち「親なき(※１)後」の生活に対する不安を感じていると懸念されます。

こうした状況を踏まえ、この計画では、障害の有無などにかかわらず、誰もが生涯にわたり安心して暮らしていける社会の実現に向け、施策の体系のうち、障害のある人に対する差別の解消や権利擁護の推進などを掲げた各論「Ⅰ　守る」と、将来にわたり安心して暮らせる場の確保や生活支援サービスの充実などを掲げた各論「Ⅱ　住まう」を発展的に統合改編した「Ⅰ　ともに生きる」を新設し、共生社会の実現に向けた取り組みを強化しました。なお、将来の安心と生活の場の確保にあたっては、第６期金沢市障害福祉計画において充実を図る地域生活支援拠点等を反映させることにより、「ノーマライゼーションプラン金沢（金沢市障害者計画）」と「金沢市障害福祉計画」との連動性を高め、本市における障害福祉施策の総合的かつ重層的な展開を図ることとしています。また、「金沢市障害児福祉計画」との連動性については、全国的にサービスの提供体制の整備が不十分であった重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害や医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援を強化するため、新たな各論として「Ⅳ　豊かに育つ」を新設しました。

なお、この計画で各論として掲げた「Ⅰ　ともに生きる」から「Ⅻ　使う」までの施策の基盤には、行政が全力で取り組む姿勢として「保障する」があると考えています。

※１　「親なき後」とは

　「親なき後」とは、障害のある子どもを長年支えてきた親がその子どもを支えることができなくなった日以降の問題であると一般に解されている。親が子どもを支えることができなくなった日とは多分に親の死を指すが、加齢に伴い親が子どもを支えることができなくなった事態、つまり老障介護ができなくなった場合などもこれに含まれると考えられることから、「親なき後」は必ずしも「親亡き後」ではない。また、障害のある人を親身に、献身的に支えているのは親とは限らなく、兄弟や親族の場合もあることから、そうした特定の人による献身的支えが突然に中断することこそが、「親なき後」問題の核心である。

（出典）平成26年７月公益財団法人荒川区自治総合研究所「親なき後の支援に関する研究プロジェクト報告書」

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ  　ともに生きる | Ⅱ  　働  く | Ⅲ  得  る | Ⅳ  豊かに育つ | Ⅴ  学  ぶ | Ⅵ  遊  ぶ | Ⅶ  つきあう | Ⅷ  出かける | Ⅸ  す  こやかに暮らす | Ⅹ  知  る | Ⅺ  参加する | Ⅻ  使  う |
| 保　障　す　る | | | | | | | | | | | |

１　将来の安心と生活の場の確保

２　差別の解消と配慮の促進

３　心のユニバーサルデザインの推進

４　権利擁護の推進

５　虐待の防止

Ⅰ　ともに生きる

６　防災・安全対策の充実

７　生活支援サービスの充実

８　福祉機器の活用

９　障害福祉サービス人材の確保と質の向上

10　ボランティア活動の充実

１　一般就労の拡大と支援

２　多様な働く場の整備と充実

Ⅱ　働　く

３　文化芸術活動等を通じた就労支援

４　安心して働き続けるための支援

１　所得の保障

２　負担の軽減

Ⅲ　得　る

３　障害の状態に応じた配慮

４　生活に困っている人への支援

１　障害のある児童への支援

Ⅳ　豊かに育つ

２　医療的ケアを要する障害のある児童への支援

３　重症心身障害のある児童等への支援

１　学校教育の充実

Ⅴ　学　ぶ

２　生涯教育の充実

１　文化芸術活動の推進

Ⅵ　遊　ぶ

２　スポーツ・レクリエーションの振興

１　交流活動の推進

Ⅶ　つきあう

２　コミュニケーション手段の確保

３　生活訓練事業の充実

１　外出時の支援の充実

２　移動に関するユニバーサルデザインの推進

Ⅷ　出かける

３　建築物等のユニバーサルデザインの推進

１　疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

２　健康保持・増進施策の充実

Ⅸ　すこやかに暮らす

３　医療サービスの充実

４　機能回復・維持訓練などの充実

１　わかりやすい行政情報の提供

Ⅹ　知　る

２　情報のユニバーサルデザインの推進

１　政治参加の保障

Ⅺ　参加する

２　行政参加の推進

３　社会参加の推進

１　地域で安心して生活するための相談支援体制の充実

Ⅻ　使　う

２　利用者の立場に立った利用手続き

## ともに生きる

□■□■□　　　　　　　　 　□■□■□

【基本指針】

|  |
| --- |
| すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が平成28年４月に施行されました。しかし、令和元年10月に実施した「金沢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート調査」においては、多くの障害のある人が差別やいやな思いをしたことがあると答えるなど、障害と障害のある人についての理解が足りないことによる差別や偏見は、今もって少なくありません。障害のある人に対する理解や配慮の促進（心のユニバーサルデザイン）など障害を理由とする差別の解消や虐待の防止などの権利擁護に取り組みます。  また、地域社会において障害のある人が生涯にわたり安心して暮らしていけるよう、令和２年10月に開始した地域生活支援拠点推進事業や「かなざわ安心プラン」作成支援等の充実を図り、「親なき後」の不安の解消に努めるとともに、本人が望む生活の場での活動が可能となるよう、住宅環境や生活支援サービス、福祉機器の整備充実に取り組みます。特に、住宅環境の整備充実にあたっては、地域生活の場であるグループホーム等の整備を計画的に推進し、親元からの自立や入居施設で生活している人の地域への移行を促進します。  加えて、近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、災害弱者といわれる障害のある人の命を守るため、防災対策や感染症対策等の充実・強化に努め、障害のある人の安全・安心の確保を図ります。 |

【施策の体系】

(1)　地域生活支援拠点推進事業の充実

(2)　包括的支援体制の整備

(3)　家族や介護者への支援

(4)　民間住宅、公営住宅、居住サポート

１　将来の安心と生活の場の

確保

(5)　グループホーム、福祉ホーム

(6)　入居施設（入所施設）

(7)　日常生活自立支援事業の普及

(1)　障害の理解促進

２　差別の解消と配慮の促進

(2)　障害を理由とする差別の禁止と合理的

配慮の提供

(1)　心のユニバーサルデザイン推進事業の実施

(2)　公共空間におけるモラルの向上

３　心のユニバーサルデザイン

の推進

(3)　学校等における福祉教育の推進

(1)　成年後見制度利用支援の充実

(2)　金沢権利擁護センターの充実

(3)　苦情相談の充実

４　権利擁護の推進

(4)　消費生活における障害のある人の権利の

保障

Ⅰ　ともに生きる

(5)　犯罪における障害のある人の権利の保障

(1)　障害者虐待に関する知識・理解の啓発

５　虐待の防止

(2)　障害者虐待防止センターの充実

(3)　虐待防止ネットワークの構築

(1)　予防対策

(2)　応急対策

６　防災・安全対策の充実

(3)　施設等の非常災害対策の推進

(4)　感染症対策

(1)　訪問系サービスの充実

７　生活支援サービスの充実

(2)　ショートステイ（短期入所）の充実

(1)　金沢福祉用具情報プラザの充実

８　福祉機器の活用

(2)　補装具・日常生活用具の給付等

(1)　人材の育成・確保

(2)　ＩＣＴやロボットの利活用

９　障害福祉サービス人材の

確保と質の向上

(3)　事業所への指導監督体制の強化

(1)　各種ボランティア養成講座の充実

(2)　ボランティア活動への支援

10　ボランティア活動の充実

(3)　自発的活動支援事業の推進

(4)　福祉系教育機関との連携

### 将来の安心と生活の場の確保

障害のある人が地域社会において生涯にわたり安心して暮らしていけるよう、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステム（地域生活支援拠点推進事業）の充実を図る必要があります。「親なき後」や災害・緊急時の不安を解消し、障害のある人一人ひとりのライフステージや障害の状態に合わせた、途切れることのない、質の高い支援を提供するため、「かなざわ安心プラン」の作成を支援するとともに、障害のある人を支える家族や介護者への支援に努めます。また、ショートステイ（短期入所）やグループホームなど必要な施設の整備を推進し、障害のある人の生活の質の向上を図ります。

#### 地域生活支援拠点推進事業の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （地域生活支援拠点推進事業の機能強化）  　「親なき後」も安心して地域で暮らせるよう地域生活への移行、親元からの自立等に関する相談、ひとり暮らしへの支援などが求められています。グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入体制（24時間365日）の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、拠点事業所の充実および緊急対応コーディネーターの増員配置等により地域生活支援拠点推進事業の機能強化を図ります。 | 【充実】 |
| （「かなざわ安心プラン」の作成支援）  　「かなざわ安心プラン」については、相談支援事業所への作成支援を行い、個々の計画の精度と実効性を高めるとともに、相談支援事業所等とつながりのないサービス未利用者の訪問調査を行うなど、「かなざわ安心プラン」の作成支援に努めます。 | 【充実】 |
| （地域生活支援拠点事業所連絡会の設置）  　地域生活支援拠点の機能を担う事業所等で構成する連絡会を設置し、対応事例の共有や課題の整理を通じて事業所の質の向上や個々の事業所の強みを生かした連携強化を図り、あらゆる障害に対応できる地域の体制づくりを進めます。 | 【実施】 |
| （地域生活支援拠点情報システムの構築）ＩＣＴ施策  　地域生活支援拠点推進事業の実効性を高めるため、「かなざわ安心プラン」のデジタル化や、地域生活支援拠点の受入状況等の各施設情報などを集約し、支援に活用するほか、データに基づいた的確な障害者施策の企画・立案にも活用できるデータベースシステムの構築を検討します。 | 【検討・実施】 |

#### 包括的支援体制の整備

|  |  |
| --- | --- |
| （「支え合いソーシャルワーカー」の配置）  障害のある人も含め、個人や世帯が抱える複雑化、複合化した課題を包括的に受け止める「支え合いソーシャルワーカー」を配置し、各相談支援機関がより効果的に支援を行うことができるよう調整を行うとともに、多機関が協働する総合的な相談支援体制を構築します。 | 【充実】 |
| （重層的支援体制の整備）  医療、介護、障害等の相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め必要な支援を行う、包括的相談支援体制の整備を検討します。 | 【検討】 |
| （障害のある児童の地域生活への円滑な移行支援）  18歳になろうとする障害児入所施設利用者が円滑に地域生活に移行等できるよう、退所後に利用を予定する事業所とのマッチング等の支援について検討します。 | 【検討】 |
| （精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）  精神障害のある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、介護、障害、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を検討します。 | 【検討】 |
| （医療ニーズの高い人の在宅支援）  　医療ニーズの高い人の在宅ケアを推進するため、医療と地域生活援助の連携による在宅支援について検討します。 | 【検討】 |

#### 家族や介護者への支援

|  |  |
| --- | --- |
| （レスパイト支援の充実）  　在宅で介助を行う家族へのレスパイト支援として、地域生活支援拠点事業所等と連携し、ショートステイの受け入れなどの充実強化を図ります。 | 【充実】 |
| （重い障害のある人の家族支援）  重い障害のある人が入院した場合、食事や意思疎通など家族の負担が増大するため、ヘルパー等の利用による家族の負担軽減のための方策について検討します。 | 【検討】 |

#### 民間住宅、公営住宅、居住サポート

|  |  |
| --- | --- |
| （民間事業者等への指導・広報）  　住宅の建設にあたっては、バリアフリー対応住宅など障害のある人や高齢者が住みやすい設計等を行うよう、民間事業者への指導・広報を行います。また、アパートや賃貸住宅等の改造に理解をもってもらうよう、不動産関連業者に対して広報を行います。 | 【充実】 |
| （賃貸住宅への入居促進） 　障害のある人が地域で生活するための場として、公営住宅や民間賃貸住宅への入居を促進する方策について検討します。 | 【検討】 |
| （住宅改修）  　金沢福祉用具情報プラザを中心に、住宅改修のための助成制度など、安心で快適な生活をめざすための改修支援を充実させます。また、制度の有効活用のための広報も積極的に行います。 | 【充実】 |
| （福祉型住宅の整備）  　生活指導や緊急時の対応等にあたる生活援助員が配置された住宅や、入居者の見守り等による障害のある人や高齢者に配慮した新しい形態の福祉型住宅を検討します。 | 【検討】 |
| （自立生活援助の充実）  　障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （誰もが住みやすい公営住宅の確保） 　公営住宅の建設・建て替えにあたっては、設計段階から障害のある人のニーズを十分に把握し、障害のある人だけでなく、誰もが住みやすい住宅となるよう努めます。 | 【充実】 |
| （既存の公営住宅のバリアフリー化の推進）  　既存の公営住宅については、誰もが住みやすいよう、段差の解消や手すりの設置等のバリアフリー化に努めます。 | 【実施】 |
| （公営住宅への優先入居） 　障害のある人や高齢者等の公営住宅への入居について、多様な世代が混在した住居形態に配慮しながら、優先入居枠等について検討します。 | 【検討】 |

#### グループホーム、福祉ホーム

|  |  |
| --- | --- |
| （グループホームの計画的整備）  　障害のある人が地域社会で暮らしていくための居住の場であるグループホームの整備を計画的に推進します。 | 【充実】 |
| （グループホームの職員の質の向上）  　入居者の安全を十分に確保しながら、入居者の立場に立った支援を行うよう、事業者への適切な助言・指導を行います。 | 【充実】 |
| （福祉ホームの充実）  　障害のある人の地域社会における居住の場を提供するため、福祉ホームを充実します。 | 【充実】 |
| （地域住民の理解促進）  地域において障害福祉施設の整備や運営が円滑に行えるよう、障害のある人についての理解の促進に努めます。 | 【充実】 |

#### 入居施設（入所施設）

|  |  |
| --- | --- |
| （入居施設（入所施設）の基本的考え方）  　共生社会の実現のための方策の一つとして、大規模な施設での生活から、小規模な単位で地域にとけ込んだ生活への移行をめざします。そのためには、グループホームなどの生活形態や支援体制など、地域での受け入れ態勢が整わなければなりません。入居施設については、真に必要な人の生活の場としての機能を維持します。 | 【充実】 |
| （障害者支援施設の充実）  　障害のある人の個々のニーズに応じた必要なサービスを提供できるよう、障害者支援施設の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （入居者の障害の重度化、重複化、高齢化への対応） 　入居者の障害の重度化、重複化、高齢化に対応できるよう、適切な生活形態に即した施設のバリアフリー化などの整備を促進します。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （入居者の権利擁護と生活の向上） 　入居者に対する人権侵害の防止、適正な財産等の管理、プライバシーへの配慮、個々のニーズに応じた生活の改善など、入居者の権利擁護と生活の向上をめざすとともに、事業者への適切な助言・指導を行います。 | 【充実】 |
| （地域生活への移行） 　地域生活への移行を促進するため、地域生活支援拠点推進事業を通じてグループホームなどの体験利用や地域生活に移行した時の支援の体制づくりを推進します。 | 【充実】 |

#### 日常生活自立支援事業の普及

|  |  |
| --- | --- |
| 判断能力が不十分な人が地域で安心した生活を送れるよう、日常生活における福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の普及に努めます。 | 【充実】 |

### 差別の解消と配慮の促進

共生社会の実現に向け、障害のある人を含むすべての人にとって住みよい平等な地域社会づくりを進めていくため、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」の考え方に基づき、社会を構成するすべての人が、障害と障害のある人に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。また、障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。共生社会の実現をめざす本市においても、すべての市民の差別意識の解消に努め、障害のある人に対する配慮を促進していきます。

#### 障害の理解促進

|  |  |
| --- | --- |
| （広報媒体を通じた理解啓発）  市広報、市のホームページ、テレビ・ラジオなどあらゆる広報媒体を通じて啓発を行い、障害のある人についての理解の促進に努めます。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （「障害者週間」の普及）  市民の間に、広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月３日から12月９日までの「障害者週間」について、市広報やマスメディアなどを通じてその趣旨の普及に努めます。 | 【充実】 |
| （各種行事における啓発活動）  障害者週間等の各種行事を中心に、当事者や障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。 | 【充実】 |
| （障害者団体による啓発活動の支援）  障害者団体による障害と障害のある人に関する理解啓発活動も重要であり、その活動を支援します。 | 【実施】 |
| （障害のある人の発言の場の提供）  　障害のある人の発言（スピーチなど）の場を提供します。 | 【充実】 |
| （共生社会を推進するための宣言の検討）  　すべての市民や地域コミュニティ、事業者、行政機関が一体となって、共生社会を推進するための宣言について検討します。 | 【検討】 |

#### 障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供

|  |  |
| --- | --- |
| （合理的配慮アドバイザーの派遣制度の検討）  市民や民間団体の合理的配慮の提供の取り組みを促進させるため、障害のある人を含む障害福祉分野の専門家を合理的配慮アドバイザーとして委嘱し、合理的配慮の提供に関する研修や助言を行う派遣制度の創設を検討します。 | 【検討・実施】 |
| （合理的配慮の提供支援）  民間事業者や団体等の合理的配慮の提供に係る支援方策について検討します。 | 【検討・実施】 |
| （差別を解消するための取り組みに関する職員対応要領の順守）  障害者差別解消法に基づく国の要領策定を踏まえ、金沢市役所における差別的取り扱いの禁止や合理的配慮等の取り組みに関する職員対応要領の周知徹底を図ります。  また、障害のある職員の特性についての理解促進や合理的配慮の実践を目的とした研修を実施します。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （障害のある市職員への対応）  給料、異動、昇格などの処遇について、障害を理由とする差別を一切しません。障害があるため、通勤や庁舎内での移動が困難となる異動なども行いません。また、障害のある市職員から執務環境等に関する配慮の申し出があった際には、適切に対応するとともに、コミュニケーションツールとしてのＷｅｂ日報システムの活用や就労支援機関等との連携により、障害のある市職員の状況を関係者間で共有し、職員の定着化を図ります。 | 【充実】 |
| （来庁者への対応）  障害のある人が訪れる障害福祉課等においては、手話通訳のできる職員を配置するとともに、筆談や読み上げなど、障害のある人一人ひとりに対応します。また、文化施設など障害のある人が訪れる市有施設においても障害のある人への配慮に努めます。 | 【充実】 |
| （障害者差別解消支援地域協議会）  障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を開催し、地域全体での差別解消の取り組みを推進します。 | 【充実】 |
| （権利擁護推進・差別解消等専門委員会）  国連の障害者権利条約の批准や国の動向等を踏まえ、金沢市障害者施策推進協議会に設置している差別の解消や権利擁護の推進を図るための施策の立案や検討等を行う専門委員会を開催します。 | 【充実】 |

### 心のユニバーサルデザインの推進

東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、心のバリアフリーの推進を図ることなどを目的に、平成29年２月に国において、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、心のバリアフリーとは「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」としています。障害と障害のある人についての理解を深めるとともに、障害のある人とない人との交流を促進し、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに重点的に取り組みます。また、公共交通機関や障害者専用駐車場、多目的トイレの利用等に関する「障害のある人に関するマーク」は、障害のある人が生活する上で不可欠なことを広く市民に知らせ、障害のある人の利用が妨げられることのないよう、モラルの向上を図ります。

#### 心のユニバーサルデザイン推進事業の実施

|  |  |
| --- | --- |
| （心のユニバーサルデザイン推進フェスタの開催）  　「ともに生きる」をテーマとした発信力の高い講師による講演の開催や、障害のある人もない人も、ともに楽しみながら交流できる体験コーナーの設置など、「心のユニバーサルデザイン」を象徴するイベントの開催を検討します。 | 【検討・実施】 |
| （子どもに対する普及啓発）  「心のユニバーサルデザイン」をわかりやすく解説した小学生向けのリーフレットを制作し、授業等での活用を図るなど、子どもに対する効果的な普及啓発について検討します。 | 【検討・実施】 |
| （啓発グッズの制作・貸出）  市民・団体等が各種イベント等で活用できる啓発グッズを制作し、広く貸し出するなど、地域ぐるみでの「心のユニバーサルデザイン」の普及啓発について検討します。 | 【検討・実施】 |
| （各種イベントにおける交流の促進）  　障害についての理解を深めるため、障害のない人を中心とする各種イベントにおいても、障害のある人の参加を進め、交流を促します。 | 【充実】 |

#### 公共空間におけるモラルの向上

|  |  |
| --- | --- |
| （ＨＥＬＰカード・ヘルプマークの普及）  　被災時のみならず、不慮の事故による負傷や病気発症などの緊急時において、カードを提示することにより、第三者からの円滑なサポートや医療機関への速やかな搬送などの支援を受けようとする「ＨＥＬＰカード」および、配慮を必要としていることが外見ではわからない人が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された「ヘルプマーク」の普及と周知啓発を図ります。 | 【充実】 |
| （「障害のある人に関するマーク」の普及）  　市ホームページなどを通じ、いわゆる車いすマークや耳マークなど「障害のある人に関するマーク」に対する正しい理解と障害のある人への配慮を促進します。 | 【実施】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （公共交通機関におけるモラルの向上）  　障害のある人がバス等で移動することについて、これまで以上に乗車に配慮した運行をバス事業者等に対して要請します。また、障害の特性についても、さらに理解を深めるための広報を行います。 | 【充実】 |
| （歩道、道路におけるモラルの向上）  　点字ブロックの上に物が置いてあったり、障害のある人が走行している自転車に巻き込まれる事故があるため、歩行者や自転車のマナーの向上についても働きかけます。 | 【充実】 |
| （障害者専用駐車場の周知）  　障害者専用駐車場の必要性を広報などで広く知らせ、正しい理解を深めるとともに、施設管理者に対しても、駐車場の目的をわかりやすくＰＲするよう要請します。 | 【充実】 |

#### 学校等における福祉教育の推進

|  |  |
| --- | --- |
| （福祉推進協力校の拡充）  　小・中学校の児童生徒の福祉意識向上のため、福祉推進協力校事業の拡充を図ります。 | 【充実】 |
| （福祉教育推進のための連携）  　障害のある人との交流や障害疑似体験、介助技術教室など、学校や地域において行われる障害を理解する福祉教育活動に対して、必要な情報の提供や用具の貸出、人的資源の紹介など積極的な協力を行います。 | 【充実】 |
| （多目的トイレ設置への理解）  学校の授業で多目的トイレ設置の趣旨を説明するなどし、障害のある人への正しい理解とマナーの向上を教育面からも促進します。 | 【充実】 |

### 権利擁護の推進

「親なき後」の不安を軽減、解消し、障害のある人が生涯にわたり安心して暮らせる社会を実現するため、自らの意思を表明することが困難な人の成年後見制度の利用促進に向けた体制整備に取り組むなど、障害のある人の権利を守る仕組みを充実します。

#### 成年後見制度利用支援の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置等）  　成年後見制度をこれまで以上に適切に利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心的役割を果たす中核機関を設置するとともに、ネットワークの４つの機能（広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援）の段階的整備に合わせた運営体制を確保します。 | 【検討・実施】 |
| （成年後見制度の広報）  　当事者や家族に対し、成年後見制度に関するわかりやすい広報に努めます。 | 【充実】 |
| （申立手続きの支援） 　自己決定能力が低下した障害のある人が成年後見制度を活用できるよう、相談・情報提供や申し立てへの支援を充実します。 | 【充実】 |
| （市民後見人の養成とバックアップ体制の構築）  障害のある人の権利擁護と法律行為を支援するため、高齢者福祉担当課と連携し、専門的知識を有する市民後見人の養成や養成後の市民後見人への専門職によるバックアップ体制の構築について検討します。 | 【検討】 |
| （成年後見制度を担う法人を確保できる体制整備に向けた検討）  　「親なき後」の不安を解消するため、成年後見制度を担う法人を確保できる体制整備に向けた検討をします。 | 【検討】 |

#### 金沢権利擁護センターの充実

|  |  |
| --- | --- |
| 金沢権利擁護センターにおいては、権利擁護に関する研修会を開催し、人材の育成に努めるとともに、成年後見制度の普及を図ります。 | 【充実】 |

#### 苦情相談の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 金沢市障害者施策推進協議会に設置されている苦情解決等専門委員会の相談・対応の充実を図ります。また、苦情解決等専門委員会のＰＲに努めるとともに、気軽に相談が寄せられる方法についても検討します。 | 【充実】 |

#### 消費生活における障害のある人の権利の保障

|  |  |
| --- | --- |
| （消費生活安全の体制整備）  　地域包括支援センターや相談支援事業所と消費生活センターとの連携を強化し、法テラス、弁護士会、司法書士会などの協力を得て、消費者被害・クレジットサラ金被害の防止、早期解決の体制を整備します。また、相談窓口（消費生活センター）と消費者保護制度の広報に努めます。 | 【充実】 |
| （消費生活の安全性の確保）  　障害のある人が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするため、消費生活相談や成年後見制度利用支援事業等の支援体制を充実します。また、障害のある人が地域において安全で安心な生活を営むため、地域社会とのつながりを深めます。 | 【充実】 |

#### 犯罪における障害のある人の権利の保障

|  |  |
| --- | --- |
| （障害分野の専門機関との連携） 　障害のある人が犯罪被害者や加害者、被疑者となった場合、障害に応じた意思疎通支援の手だてを講じ、本人の伝えたいことが十分に伝わるよう、適切な障害分野の専門機関との連携を各関係機関に求めます。 | 【充実】 |
| （障害特性の理解） 　警察、検察、裁判所、弁護士など関係者の障害への理解を促進し、障害のある人の犯罪において、障害特性を踏まえた対応ができるよう各関係機関に求めます。 | 【充実】 |

### 虐待の防止

障害者虐待防止法に定める虐待の種類は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置(ネグレクト)、⑤経済的虐待の５分類としています。また、虐待の起こる場所を家庭内に限定しないで障害者福祉施設や職場も想定し、虐待を行う者として、養護者のほか、福祉施設の職員や職場の上司等も想定範囲に含めた対策の必要性を明記しており、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して研修を実施するなどの措置を求めています。虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識し、関係機関が連携して解決に当たらなければなりません。

#### 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

|  |  |
| --- | --- |
| 虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の広報のほか、障害のある人の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及に努めます。 | 【充実】 |

#### 障害者虐待防止センターの充実

|  |  |
| --- | --- |
| 障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センターを障害福祉課内に設置し、障害者虐待の通報や届け出の受理、相談・指導・助言、広報・啓発等を行うほか、障害者基幹相談支援センターおよび市内４か所の相談支援事業所に通報・届け出の受理など、センターの業務の一部を委託し、市民からの虐待通報があった場合の迅速な対応、被虐待者や養護者に対する支援などセンターの体制を充実します。 | 【充実】 |

#### 虐待防止ネットワークの構築

|  |  |
| --- | --- |
| 障害者等福祉関係団体、障害福祉サービス事業者等、医師、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、人権擁護委員、地域包括支援センター等で構成する「高齢者・障害者虐待防止連絡会」や自立支援協議会等を活用したネットワークの構築、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組みます。 | 【充実】 |

### 防災・安全対策の充実

障害のある人が安心して暮らせる地域社会を実現するため、関係機関・団体や地域住民などと連携し、避難行動要支援者名簿や個別避難支援計画の作成など、援護体制づくりに取り組みます。また、障害のある人の特性・生活状況に応じた防災対策や感染症対策等が的確に講じられるよう、個別的かつ専門的な体制を整備します。

#### 予防対策

|  |  |
| --- | --- |
| （避難行動要支援者名簿の整備） 　災害対策基本法に基づき、災害時における迅速な避難支援を行うために、避難行動要支援者名簿を整備します。 | 【充実】 |
| （個別避難支援計画の作成） 　避難行動要支援者名簿を活用し、地域において、緊急時の連絡先、地域支援者、避難所、避難方法などについて、避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別避難支援計画の作成を促進するなど、災害時での迅速かつ的確な支援が行われる体制を構築します。 | 【実施】 |
| （防災思想の普及等） 　生涯学習を通じた防災思想の普及や自主防災組織による防火・防災訓練、災害図上訓練等を実施するとともに、毎年実施している市民防災訓練への障害のある人の参加を促進し、内容の充実に努めます。 | 【充実】 |
| （一般住宅の耐震・防火管理の促進・点検）  　グループホームを含めた一般住宅の耐震補強や食料・生活必需品および防火器具の備蓄などの防災対策を推進します。また、住宅用火災警報器、住宅用消火器などの防災機器の普及に努め、火災による被害の軽減を図ります。 | 【充実】 |
| （特別な援護を要する人の生活状況の把握） 　プライバシーに配慮しながら、民生委員や地域の自主防災組織の協力を得て、障害のある人や高齢者など、災害時に特別な援護を必要とする人の近隣地域における生活状況の把握に努めます。 | 【充実】 |
| （緊急通報システムの整備） 　疾病や事故、緊急時に対応するための緊急通報システムを充実します。 | 【充実】 |
| （「ネット１１９」通報システムの利用促進）  　119番通報が困難な聴覚や言語に障害のある人を対象としたインタ－ネットによる通報システムの利用を促進します。 | 【充実】 |
| （当事者団体との防災懇談会）  　過去の災害の事例などを学び、対策を検討するとともに、必要なネットワークづくりをめざすため、福祉や消防等の関係行政機関、障害者団体、手話通訳者やボランティア等で構成する防災懇談会を充実します。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （避難所のバリアフリー化） 　災害予防対策という見地から、指定避難所をはじめ、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。 | 【充実】 |
| （障害福祉避難所の整備）  　指定避難場所での生活が困難な障害のある人を受け入れるため、障害福祉避難所の整備を進めます。また、障害のある人に配慮した障害福祉避難所への移送・誘導に努めます。 | 【充実】 |
| （避難所の感染症対策の強化）ＩＣＴ施策 　感染防止に資する避難行動等の住民周知や３密（密閉・密集・密接）を避けるゾーニング、間仕切りの整備など、予め感染症対策の充実を図るほか、より安全な避難所開設に向け、ＩＣＴ、ＩｏＴ、ＡＩなどの最新技術を活用した感染症対策の強化策について情報収集し、導入について研究します。 | 【充実】 |
| （障害者支援施設等災害時情報共有システムの活用）ＩＣＴ施策 　国で運用を開始する障害者支援施設等災害時情報共有システムを活用し、災害発生時における障害福祉サービス事業所等の被害状況等を迅速に把握し適切な支援につなげます。 | 【実施】 |

#### 応急対策

|  |  |
| --- | --- |
| （情報提供と災害時広報） 　災害時には、同報防災無線、「金沢ぼうさいドットコム」によるメール配信、ファックス送信やマスコミを通じた迅速な情報連絡等を行うとともに、障害者団体やマスコミの協力を得て、文字情報、点字広報、手話通訳による放送等を実施します。また、公共施設での災害時情報伝達機器の整備や新しい情報通信機器の活用についても検討します。 | 【充実】 |
| （避難対策） 　災害時においては、避難行動要支援者名簿を活用して、障害のある人など援護が必要な人の速やかな避難に努めるとともに、特別な支援を要する人の避難所の指定や、必要に応じて社会福祉施設への受入要請を行います。また、災害時における健康管理やメンタルヘルス、プライバシーの確保に努めます。 | 【充実】 |
| （災害時の福祉サービスの実施） 　入浴サービスや社会福祉施設への緊急一時入居措置、補装具や日常生活用具の再交付など、災害に対応した福祉サービスの提供に努めます。 | 【充実】 |
| （災害時における心のケア）  　心理的応急処置（Psychological First Aid : PFA）の活用など、障害のある人の被災や避難所生活におけるストレス、心理的苦痛の救済を図る方策について検討します。 | 【検討・実施】 |

#### 施設等の非常災害対策の推進

|  |  |
| --- | --- |
| （施設等における「施設防災計画」の推進）  障害者支援施設やグループホーム等が利用者の特性や周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害時ごとに、利用者の安全確保のための体制、避難の方法等を定めた「施設防災計画」の実施体制を確認し、施設等従事者が災害時に適切に対応するための防災意識の向上を促進します。 | 【充実】 |
| （施設等の耐震・防火管理の促進・点検）  　障害福祉施設等の耐震診断・耐震改修の促進と、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止等の安全措置を徹底します。また、講習会や立入検査などによる防火指導を徹底するとともに、スプリンクラー設備や自動火災報知設備等の整備を促進します。 | 【充実】 |
| （事業所建物の関係法令適合）  　障害福祉サービス事業所の新規指定および指定の更新にあたっては、その建物が建築基準法および消防法等の関係法令に適合しているかを確認し、利用者の安全や安心してサービスを利用できる環境を整備します。 | 【充実】 |
| (事業所における避難訓練等の実施)  「施設防災計画」に基づき、障害福祉サービス事業所等における非常災害時の関係機関への通報および関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者および利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施を促進します。 | 【充実】 |
| (地域との連携)  障害福祉サービス事業所に対し、日頃から避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう、地域との連携を図り、火災等の際の消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めます。 | 【充実】 |

#### 感染症対策

|  |  |
| --- | --- |
| （感染拡大防止のための整備促進）  障害福祉サービス事業所等において、感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化等の施設整備や衛生資材等の整備等に対する支援を行います。 | 【充実】 |
| （感染防止対策マニュアル・事業継続計画策定への支援）  障害福祉サービス事業所等に対し、専門家による感染対策に関するマニュアル整備や事業継続計画策定に関する研修会の開催に対して支援を行います。 | 【実施】 |
| （通所サービス継続支援）  感染拡大防止の観点から、県等から休業要請を受けた通所サービス事業所等が必要なサービスを継続できるよう、必要な支援を行います。 | 【実施】 |
| （居住系施設クラスター対策）  居住系施設で新型コロナウイルス感染症等のクラスターが発生してもサービスを継続できるよう、施設間の応援職員の派遣等について、県と連携し支援を行います。 | 【実施】 |

### 生活支援サービスの充実

障害のある人や難病患者等の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、訪問系サービスなど在宅生活を支援するサービスを充実します。また、質の高いサービスを提供するため、社会福祉法人や民間事業者あるいは市民の非営利活動を育成しながら、生活支援サービス事業への参入を促進します。

#### 訪問系サービスの充実

|  |  |
| --- | --- |
| （居宅介護の充実）  　障害のある人や難病患者等の居宅における身体介護や家事援助、通院介助等を行う居宅介護は、サービスに従事する人の拡充を促進するとともに、質の高いサービスを提供するよう、事業者の指導・育成に努めます。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （重度訪問介護の充実）  　重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常に介護を必要とする人が、居宅において見守りを含む長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスである重度訪問介護については、介護保険サービスと連携をとりながら充実を図っていきます。 | 【充実】 |
| （重症心身障害のある人の訪問系サービス）  　重症心身障害のある人が利用できる居宅介護・重度訪問介護事業所の増加と、サービスの向上を促進します。また、気管切開等により喀痰吸引が必要な重症心身障害のある人のため、登録特定行為事業者の周知に努めます。 | 【充実】 |

#### ショートステイ（短期入所）の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （ショートステイ事業所の充実） 　利用者のニーズに応えられるよう、障害のある人、障害のある児童に対するショートステイ事業所の拡充を図ります。 | 【充実】 |
| （難病患者や重症心身障害のある人のショートステイ施設） 　難病患者や重症心身障害のある人のニーズに応えられるよう、引き続きショートステイ施設の確保に努めます。 | 【充実】 |
| （土曜日・日曜日のショートステイの受け入れ） 　土曜日・日曜日にショートステイの受け入れをする施設の増加に努めます。 | 【充実】 |
| （緊急ショートステイの充実） 　家族の急病などにより、家庭における支援が難しくなった場合、速やかにショートステイを利用するなどの緊急時の対応ができるよう、緊急時の受け入れ・対応の機能を担う地域生活支援拠点事業所の充実に努めます。 | 【充実】 |

### 福祉機器の活用

それぞれの障害の状況や生活の仕方に合った福祉機器の使用により、一人ひとりが能力を十分に発揮し、その可能性を広げる機会を持つことは生きる上での基本です。それぞれの人が必要なときに必要とする適切な福祉機器を入手し、使用できるよう、福祉機器提供の充実を図ります。

#### 金沢福祉用具情報プラザの充実

|  |  |
| --- | --- |
| 金沢福祉用具情報プラザにおいて、障害のある人や高齢者の生活環境を踏まえた福祉用具や住宅改修、義肢装具などの相談やアドバイスを充実します。また、合理的配慮の観点から、民間事業所等への相談にも対応していきます。 | 【充実】 |

#### 補装具・日常生活用具の給付等

|  |  |
| --- | --- |
| （補装具等の相談窓口の充実）　 　補装具・日常生活用具等の利用や申請に関する相談支援機能の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （補装具の支給内容の充実） 　国の制度改正に伴い、補装具の支給に関し、子どもの成長に合わせた利用形態や進行性疾患に合わせた利用形態に対応した適切な支給（購入または借り受け）を行います。 | 【充実】 |
| （日常生活用具の対象品目の拡大と見直し） 　最新の機器の情報収集に努め、利用者のニーズに合わせた対象品目の拡大と見直しを図ります。 | 【充実】 |
| （施設入居者に対する日常生活用具給付の検討）  　施設入居者の日常生活用具給付等事業の利用を検討します。 | 【検討】 |
| （広報の促進） 　補装具・日常生活用具の給付等の漏れがないよう、給付・貸与制度の広報に努めます。 | 【充実】 |

### 障害福祉サービス人材の確保と質の向上

障害のある人一人ひとりのライフステージや障害の状態に合わせた、質の高い障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の人材の育成・確保と質の向上を図ります。

#### 人材の育成・確保

|  |  |
| --- | --- |
| （スーパービジョン体制の充実） 　指定障害福祉サービス事業者が質の高い支援を提供することができるよう、基幹相談支援センターによる事業所等への後方支援やスーパービジョン（新人や中堅専門職の技術の向上、労働環境の向上、管理・運営、効果的な実践、機関内の人間関係機能の向上をめざして監督・指導・支援が行われる過程もしくは方法）を実施する体制の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （地域課題解決型スキルアップ研修の実施）  　指定・指導監督権者として実施している指定障害福祉サービス事業者を対象としたスキルアップ研修を、自立支援協議会で抽出された地域課題の解決に向け、必要な支援スキルの獲得をめざすとともに、地域の連携強化を図ります。 | 【実施】 |
| （障害福祉のしごと魅力発信） 　障害福祉の仕事の魅力を伝えるパンフレットや動画等を活用した広報、関係機関等との連携による障害福祉の現場を知るための体験型イベント等の開催を検討します。 | 【検討・実施】 |
| （就職フェアを活用した人材確保の推進） 　金沢就職フェアにおいて、障害福祉分野の事業者の積極的な参加を促すとともに、福サポいしかわの相談コーナーを継続するなど、市・県の就職フェアを活用した人材の確保に努めます。 | 【充実】 |
| （職員の働く環境の向上） 　国・県など関係機関と連携をとりながら、必要に応じてサービス提供事業所等に対して指導・助言を行い、職員の労働環境や労働条件の向上に努めます。また、サービスの質を保証するため、サービス提供事業所等の職員数の確保と資質の向上を図ります。 | 【充実】 |
| （ＵＪＩターン就労支援制度の検討） 　障害福祉サービス事業者が県外在住者を雇用する場合の支援制度について検討します。 | 【検討・実施】 |

#### ＩＣＴやロボットの利活用　ＩＣＴ施策

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症の拡大防止、生産性の向上、介護業務の負担軽減、労働環境の改善等に向けて、障害福祉サービス事業者等のＩＣＴやロボット等の導入を支援します。 | 【実施】 |

#### 事業所への指導監督体制の強化

|  |  |
| --- | --- |
| （指導監督体制の整備）  　指定障害福祉サービス事業所等について、実地指導や集団指導を実施するとともに、個別の研修、指定後のチェックを行い、その結果を事業所に知らせ、サービスの質の向上を図ります。 | 【充実】 |
| （コンプライアンス遵守の徹底） 　指定障害福祉サービス事業所等において、コンプライアンス遵守の徹底が図られるよう、研修や指導を徹底します。 | 【充実】 |
| （事業所の情報公開の促進） 　サービス利用者が満足できる良質なサービスを選択できるよう、事業所が常に利用者の視点からサービス内容を点検し、その結果をサービスの内容や運営状況に関する情報として公表するよう促進します。 | 【充実】 |
| （事業所サービスの適正な評価） 　サービス利用者の利便性およびサービスの質の向上のため、専門的かつ客観的な立場からサービス内容について評価する第三者機関の活用などを促進します。 | 【充実】 |
| （事業所苦情解決体制の強化） 　苦情相談への対応力の向上を目的とする研修会等を開催し、サービス提供事業所の苦情相談体制の充実を促進します。 | 【充実】 |
| （事業所経営の安定化） 　障害福祉サービス等の事業の経営の安定化に向けた相談をできるよう努めます。 | 【充実】 |

### 10　ボランティア活動の充実

障害のある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するボランティアの活動に対する理解を深め、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、ごく自然に助け合う社会の形成をめざします。

#### 各種ボランティア養成講座の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 地域コミュニティやまちづくり、福祉、精神保健等のボランティア養成講座の充実を図ります。 | 【充実】 |

#### ボランティア活動への支援

|  |  |
| --- | --- |
| （ボランティアの育成と支援） 　ボランティア活動の定着や拡充を図るため、金沢ボランティア大学校において、福祉や環境、地域づくり等の分野で活躍できる人材の養成に努め、情報の提供や団体の紹介等、受講後の活動を支援します。 | 【充実】 |
| （ボランティア情報提供機能の充実） 　金沢市社会福祉協議会が運営する金沢ボランティアセンターなど関係機関が連携して、ボランティアに関する情報提供機能を充実します。 | 【充実】 |
| （ボランティア・ネットワークづくり） 　ボランティアの養成や需給調整、派遣などが効果的に行われるよう、関係行政機関、ボランティア養成機関、市民組織などのネットワークづくりを図ります。 | 【充実】 |
| （法人格取得の促進） 　「特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）」の要件を満たすボランティア団体に対して、情報提供などを行って、法人格取得を促進します。 | 【充実】 |
| （市職員のボランティア活動） 　ボランティア休暇の取得等により、本市職員の障害のある人へのボランティア活動を推奨します。 | 【充実】 |

#### 自発的活動支援事業の推進

|  |  |
| --- | --- |
| 障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。 | 【充実】 |

#### 福祉系教育機関との連携

|  |  |
| --- | --- |
| 福祉課程のある高等学校や福祉関係専門学校・大学などの生徒・学生に、いろいろな場面でボランティアの場を用意するなどして、福祉系教育機関との連携を図ります。 | 【充実】 |

## 働　　く

□■□■□　　 　　　　 　□■□■□

【基本指針】

|  |
| --- |
| 働くことは、生計を維持するだけでなく、社会の一員としての役割を果たしたり、自己実現をはかるという意味で、社会参加の基本といえるでしょう。  一般就労やその他の多様な働き方において、障害のある人が障害を理由に不利益を被ることがなく、一人ひとりにとってもっとも意義のある働き方ができるような就労環境の整備とともに、アウトサイダー・アートなど文化芸術活動を通じた新たな就労支援の充実を図ります。  また、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けている就労支援事業所等への支援を強化し、障害のある人が安心して働き続けられる場の確保に努めます。 |

【施策の体系】

(1)　金沢障害者就業・生活支援センターの充実

(2)　ジョブコーチ制度の充実

(3)　就労支援ネットワークの形成

(4)　市や公的機関での雇用の促進

(5)　職業訓練の充実

１　一般就労の拡大と支援

(6)　専門分野の職域の維持

(7)　一般就労を支える環境整備

(8)　民間企業の理解促進

Ⅱ　働　　　く

(9)　福祉施設から一般就労への移行

(1)　福祉的就労の場の整備と活動支援

２　多様な働く場の整備と充実

(2)　地域活動支援センターの充実

３　文化芸術活動等を通じた

　　就労支援

(1)　ともに働く人の理解促進

(2)　相談システムの整備

(3)　市独自の就労継続助成制度の充実

４　安心して働き続けるための

支援

(4)　就労定着につながるサービスの充実

(5)　福祉事業所の質の向上

(6)　コロナ禍における就労支援

### 一般就労の拡大と支援

障害のある人が、希望する職に就き、適正な賃金を得ることは社会参加の基本であり、自立生活の第一歩となることから、就職への準備期から求職、さらには職場定着まで一人ひとりの適性や障害の状態に合わせた相談・支援体制の充実に努めます。また、市が率先して働く場の拡大に取り組むとともに、企業や福祉事業所、支援機関、教育機関との連携を強化します。

#### 金沢障害者就業・生活支援センターの充実

|  |  |
| --- | --- |
| 障害のある人の就労や生活などを総合的に支援する金沢障害者就業・生活支援センターについては、ワンストップ型基幹センターとして、相談・支援機能の充実に努めるとともに、そのための職員の増員や処遇の改善などに取り組みます。 | 【充実】 |

#### ジョブコーチ制度の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （障害特性に応じたジョブコーチの配置）  　聴覚に障害のある人のための手話等ができるジョブコーチや、発達障害についての知識を有するジョブコーチなど、それぞれの障害特性に応じた支援ができるジョブコーチの配置を図るとともに、継続した支援ができるよう報酬体系の充実に努めます。 | 【充実】 |
| （職場定着専門のジョブコーチの養成）  　定期的に企業を訪問し、障害のある人や企業双方の問題を早期に解決したり、障害のある人のキャリアアップ支援と就業支援を充実させるために、県外で開催される先進セミナーに職場定着専門のジョブコーチを派遣して支援技術の向上を図ります。 | 【充実】 |

#### 就労支援ネットワークの形成

|  |  |
| --- | --- |
| （就労支援ネットワークの強化）  公共職業安定所、職業センター、特別支援学校、福祉事業所、企業等の関係機関との連携を図り、障害のある人の就労支援を効果的に推進するためのネットワークを強化します。特に、就労系サービス事業所と一般企業とのマッチング強化策を検討します。また、障害種別ごとに形成されている就労支援ネットワークの連携を図り、有機的・機能的なネットワークの形成を図ります。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （障害者就労支援事業所連絡会の設置）  障害者就労支援事業所間の連携強化を図るため、事業所のサービス管理責任者等が参加する連絡会を設置・開催し、就労に関する諸課題の共有と課題解決に向けた検討を行います。 | 【実施】 |

#### 市や公的機関での雇用の促進

|  |  |
| --- | --- |
| （チャレンジ就労支援事業の充実） 　市役所で障害のある人を非常勤的会計年度任用職員として雇用し、業務経験を積むことにより、一般企業等に就職できるよう支援します。 | 【充実】 |
| （公的機関での雇用の促進）  　市、公的機関の障害のある人の雇用については、職場の環境整備等とあわせて検討します。また、職員等の採用試験における拡大文字による対応や車いす利用者等への対応、面接時の支援者の同席など必要な配慮を引き続き行い、法定雇用率の遵守に努めます。 | 【充実】 |

#### 職業訓練の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 就職を希望する人を対象に、面接や履歴書の書き方、社会人マナーなどのセミナーを実施するほか、障害のある子どもを育てる保護者を対象に、進路選択の重要性や働き方の事例紹介などのセミナーを実施し、将来の就労について考える機会を提供します。 | 【充実】 |

#### 専門分野の職域の維持

|  |  |
| --- | --- |
| 視覚障害のある人のはり・きゅう・マッサージなど、障害のある人がこれまで専門としてきた職域の維持に努めます。 | 【充実】 |

#### 一般就労を支える環境整備

|  |  |
| --- | --- |
| 通勤のための交通機関や交通環境の整備、通勤に要する経費の助成や、障害のある人が一般就労するために必要な環境整備に努めます。 | 【充実】 |

#### 民間企業の理解促進

|  |  |
| --- | --- |
| （民間企業団体等への働きかけ）  　業種別団体や経営者団体へ働きかけ、障害のある人の雇用を促進するとともに、障害のある人の雇用制度や合理的配慮、差別禁止等も含めた定着支援等について理解を深める取り組みを推進します。 | 【充実】 |
| （在宅就労の促進）  国の助成制度等を活用し、通勤が困難な障害のある人も就業して能力が発揮できる在宅就労の促進を図ります。 | 【実施】 |
| （特例子会社設立の推進）  　障害のある人の雇用を促進する効果的な方策としての特例子会社について、その制度の内容等の広報および推進に努めます。 | 【充実】 |

#### 福祉施設から一般就労への移行

|  |  |
| --- | --- |
| （就労移行支援の利用者の増加）  　就労を希望する障害のある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。福祉施設から一般就労への移行を促すため、サービスの利用者を増やし、事業の一層の充実を促します。 | 【充実】 |
| （就労移行支援の就労移行率の増加）  　福祉施設から一般就労への移行を増加させるため、事業所ごとの一般就労への就労移行率を高めるための支援を行っていきます。 | 【充実】 |

### 多様な働く場の整備と充実

一般就労が困難であっても、生産活動に従事することや仲間とともに社会の中で集い、活動することは、障害のある人の社会参加、働く権利や社会への寄与、自己実現の点から重要であり、障害のある人が希望する地域で希望する活動や働き方ができるよう、福祉的就労の場や多様な活動の場の整備に努めます。

#### 福祉的就労の場の整備と活動支援

|  |  |
| --- | --- |
| （福祉的就労の場の整備）  　一人ひとりが希望する場所で、希望する働き方を実現するため、日中活動の場の整備に努めます。また、事業所が多様な活動を保障できるよう支援します。 | 【充実】 |
| （就労継続支援(Ａ型)の充実）  就労継続支援(Ａ型)は、通常の事業所に雇用されることが困難であるものの、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものです。障害のある人の働く場の確保のため、事業の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （就労継続支援(Ｂ型)の充実）  　通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に就労の機会を提供する就労継続支援(Ｂ型)事業の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （工賃向上のための取り組み）  就労継続支援(Ｂ型)利用者の社会参加や経済的自立につながるよう工賃向上のための取り組みに努めます。また、事業所による「工賃引上げ計画」の作成を支援するとともに、工賃引上げに向けた支援施策の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （ＩＣＴ等を活用した新たな就労支援の研究）ＩＣＴ施策  　少しでも多くの障害のある人が就労できるよう、分身ロボット等の最新技術を活用した新たな就労について研究します。 | 【実施】 |
| （農福連携の推進）  　障害のある人の就労や生きがい等の場を創出するとともに、就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、貴重な働き手の確保につながる農福連携を推進し、新たな就労の拡大を図ります。 | 【検討・実施】 |
| （商品販売・喫茶店）  　障害者就労支援施設等の商品の販売店や障害のある人の就労訓練の場である福祉喫茶、アンテナショップについては、これらの出前販売も含めて、引き続き支援します。 | 【充実】 |
| （障害者就労施設等からの優先購入等） 　市役所全部署に対し、障害者就労支援施設等が提供できる物品や役務について周知を図るとともに、可能な限り障害者就労施設等から受注するよう努めます。また、新規事業等を行う場合にも、障害者優先調達推進法の趣旨を念頭において取り組みます。 | 【充実】 |
| （市役所や公的機関等での働く場の提供） 　実践的な就労訓練と就労促進のため、障害のある人の施設等に通所する人が市役所で行う軽作業の拡大を図るとともに、市庁舎の「喫茶友愛」、金沢歌劇座の「ほんだの森」、金沢駅の「友愛ショップ」、近江町交流プラザの「福祉ショップひまわり」、金沢福祉用具情報プラザの「福祉喫茶つづみ門」の支援も引き続き行います。また、市有施設を就労支援事業所の施設外支援や出張所等の場として提供することにより、障害のある人の就労を促進します。 | 【充実】 |

#### 地域活動支援センターの充実

|  |  |
| --- | --- |
| 地域活動支援センターは、多様な活動を保障する社会資源であり、安心して多様な活動に取り組めるよう支援します。 | 【充実】 |

### 文化芸術活動等を通じた就労支援

障害のある人が、創作的活動や文化芸術活動に取り組むことは、社会への寄与や自己実現の点から重要です。障害のある人の創作活動や文化芸術活動を推進し、その成果を発表する機会の創出を図るとともに、文化芸術創造都市金沢の強みを生かし、アウトサイダー・アート・プロジェクトなど文化芸術活動を通じた新たな就労支援の充実を図ります。

|  |  |
| --- | --- |
| （アウトサイダー・アート・プロジェクトの推進）  　優れた芸術的才能を持つ障害のある人の創作環境や発表の場などの支援を行い、人材を発掘、育成するなど、アウトサイダー・アートの魅力を広く発信します。また、文化芸術活動を通じて収入を得て、自立できるよう、版権管理を軸としたアウトサイダー・アート・プロジェクトの推進に努めます。 | 【充実】 |
| （文化芸術人材バンクの構築検討）  　文化・芸術活動を行っている障害のある人を対象とした人材バンクの構築を検討するなど、障害のある人の作品・製品等の販売や受注を支援する取り組みを検討します。 | 【検討・実施】 |
| （創作的活動の推進）  　障害者支援施設や地域活動支援センターなどにおいては、生産的活動だけでなく、創作的活動も推進し、障害のある人の生活が潤いのあるものになるよう努めます。 | 【充実】 |
| （伝統産業分野への就労支援）  関係団体との連携を図り、多種にわたる伝統産業を持つ金沢らしい就労支援の一つとして、障害のある人の特性を生かす作業の開拓や就労環境の整備について働きかけます。 | 【充実】 |

### 安心して働き続けるための支援

就労に向けた取り組みや就労直後の定着支援に加え、就労し続けるための支援も重要です。雇用環境の影響を受けて離職する人、職場環境や生活環境の変化により離職する人が少なくありません。障害のある人が、安心して働き続けることができるような支援体制の構築をめざすほか、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けている就労支援事業所等への支援を強化し、障害のある人が安心して働き続けられる場の確保に努めます。

#### ともに働く人の理解促進

|  |  |
| --- | --- |
| 「金沢で、ともに働く」をキーワードに、障害のある人が就労支援事業所や職場、家族等の支援を受け働き続けている好事例を発信するなど、障害のある人の就労と職場や同僚等の理解促進に向けた施策を推進します。 | 【検討・実施】 |

#### 相談システムの整備

|  |  |
| --- | --- |
| 金沢障害者就業・生活支援センターを基盤として、労働行政や法律**・**福祉の専門家等とのネットワークによる相談・支援体制の整備に努めます。 | 【充実】 |

#### 市独自の就労継続助成制度の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 障害のある人が長期間働き続けることができるように障害者新規就労支度金、障害者継続雇用奨励金、安定雇用促進奨励金等による支援を引き続き行うとともに、持続可能な支援制度のあり方について検討します。 | 【充実】 |

#### 就労定着につながるサービスの充実

|  |  |
| --- | --- |
| （就労定着支援の充実）  　就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や事業所、医療機関等との連絡調整等の支援を行う就労定着支援事業の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （就労定着支援事業所等の情報提供の充実）  就労定着支援のためのサービス等利用計画の的確な立案促進、一般企業や障害のない人の就労定着支援事業所についての理解促進、障害のある人の就労系サービスの利用促進のため、就労定着支援事業所等の情報提供をより拡大し、障害のある人の就労支援体制の強化を図ります。 | 【充実】 |
| （雇用促進のための情報提供の充実）  　企業等の事業所に対して、障害のある人の雇用に関する相談機関や制度、雇用事例等の情報提供を行います。また、障害のある人や家族に対して、就労定着支援につながる情報提供の充実を図ります。 | 【充実】 |

#### 福祉事業所の質の向上

|  |  |
| --- | --- |
| （日中活動系サービスの質の向上）  　就労移行支援、就労継続支援等を実施している事業所の経営の安定化および職員の働く環境を改善し、職員が意欲と誇りを持って働けるよう努めます。また、職員の人権意識や障害特性、福祉制度に関する理解を深めたり、支援技術の向上を図るための研修を充実します。 | 【充実】 |
| （一般就労移行者の就労定着率の増加）  　福祉施設から一般就労への定着を図るため、就労定着事業所ごとの一般就労への就労定着率を高めるための支援を行います。 | 【充実】 |

#### コロナ禍における就労支援

|  |  |
| --- | --- |
| （就労支援施設の活動支援）  　新型コロナウイルスの感染拡大の状況下においても、障害者就労支援施設の生産活動が継続できるよう、テレワークの推進や受注確保に向けた支援を行います。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （オンライン共同受注の支援）ＩＣＴ施策  　コロナ禍における障害者就労支援施設等の商品の販路開拓および販売促進を図るため、オンライン福祉ショップ（共同受注窓口）の運営やプロモーションを支援します。 | 【実施】 |
| （福祉喫茶の雇用継続支援）  　新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している福祉喫茶については、障害のある人の社会参加の場を確保するため、運営を支援します。 | 【実施】 |

## 得　　る

□■□■□　　　　　 　 　□■□■□

【基本指針】

|  |
| --- |
| 障害のある人が地域において安心して生活するために必要な所得の保障は重要なことであり、国に対して拡充を求めるとともに、負担の軽減や障害の重い人に対する支援に努めます。 |

【施策の体系】

(1)　障害年金制度の充実

１　所得の保障

(2)　手当の拡充

(1)　軽減策の検討

Ⅲ　得　　る

２　負担の軽減

(2)　医療費負担の軽減

(3)　生活費の助成

３　障害の状態に応じた配慮

(1)　生活保護制度の充実

４　生活に困っている人への

　　支援

(2)　障害基礎年金制度の周知

### 所得の保障

障害のある人が安心して生活するための重要な基盤である年金や手当等の充実を国に求めるとともに、生活実態の把握に努めます。

#### 障害年金制度の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （障害基礎年金） 　障害のある人の生活の安定を図るために必要な障害基礎年金については、障害基礎年金制度の充実に向けて、水準の引き上げを国に求めます。 | 【検討・実施】 |
| （特別障害給付金） 　無年金の障害のある人の把握に努め、救済策について国に働きかけるとともに、国民年金の任意加入期間に加入していなかった特別障害給付金支給対象者の把握に努めます。 | 【検討・実施】 |

#### 手当の拡充

|  |  |
| --- | --- |
| 障害のある人の経済事情等の状況を把握し、特別児童扶養手当および障害児福祉手当の所得制限基準額や手当の見直しを国に求めます。 | 【検討・実施】 |

### 負担の軽減

障害のある人が利用する福祉サービスや医療の負担を原因として利用の中止につながらないよう、障害のある人のニーズを把握し、その軽減などの支援策を検討します。

#### 軽減策の検討

|  |  |
| --- | --- |
| 障害のある人のサービス利用に伴う負担については、国の実施状況に合わせた軽減策を検討します。 | 【検討】 |

#### 医療費負担の軽減

|  |  |
| --- | --- |
| リハビリテーションやデイケアに要する費用の自己負担に対しては、その助成について研究します。また、遠距離通院者の費用負担の実態についても把握に努めます。 | 【検討】 |

#### 生活費の助成

|  |  |
| --- | --- |
| さまざまな制度・サービスにおける所得制限のあり方を含め、就業が困難な障害のある人が安心した生活を営むことができるよう、経済的な基盤保障のための施策に取り組みます。 | 【充実】 |

### 障害の状態に応じた配慮

重い障害があることにより、複数のサービスを長時間利用することが必要な人に対し、利用する障害のある人や家族の意見を踏まえた施策の充実に努めます。

|  |  |
| --- | --- |
| （重い障害がある人の負担の緩和）  重度の障害のある人が、経済的心配をすることなく、安心して地域で自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業にかかる利用者負担を緩和します。 | 【充実】 |
| （社会資源の整備） 　重度の障害のある人を受け入れることができる人員体制と設備の整った通所事業所やグループホームの整備に努めます。 | 【充実】 |
| （家族の負担軽減） 　重い障害のある人だけでなく、家族の負担を軽減するための生活介護やショートステイをはじめとした日中活動系サービス、居宅へのヘルパー派遣などの施策の充実に努めます。 | 【充実】 |

### 生活に困っている人への支援

障害のある人が安心して暮らすことができるよう、生活保護制度などの充実や広報に努めるともに、障害のある人の所得保障のあり方や地域であたりまえに暮らすための支援策について検討します。

#### 生活保護制度の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 生活保護制度については、生活に困った障害のある人が必要に応じて利用できるよう、手続き等の制度の説明に努めます。また、制度の充実についても国に働きかけていきます。 | 【充実】 |

#### 障害基礎年金制度の周知

|  |  |
| --- | --- |
| 生活に困っている障害のある人が、障害基礎年金制度の仕組みや手続きの方法を知り、受給することができるよう、年金事務所と連携し、障害基礎年金制度の周知に努めます。 | 【充実】 |

## 豊かに育つ

【基本指針】

□■□■□　　　　　　 　 　□■□■□

|  |
| --- |
| 障害のある児童一人ひとりが地域社会の一員として、主体性を発揮して育ち、家族とともに安心して豊かな生活が送れるよう、就学前の段階からの早期支援に努めるとともに、医療的ケアを要する障害のある児童や重症心身障害のある児童等に対する支援の充実・強化を図ります。 |

【施策の体系】

(1)　相談・支援機関の連携

(2)　早期療育体制の充実

１　障害のある児への支援

(3)　インクルーシブ保育・幼児教育の推進

(4)　放課後や長期休暇中の児童の支援

Ⅳ　豊かに育つ

　　　　　　　　　　　　　　　　(1)　医療的ケアを要する障害のある児童へ

　　 の支援強化

２　医療的ケアを要する障害の

ある児童への支援

(2)　障害児通園施設ひまわり教室の機能強化

(3)　医療的ケアを要する障害のある児童の

家族や介護者への支援

(1)　重症心身障害のある児童等への支援の

充実

３　重症心身障害のある児童等

への支援

(2)　重症心身障害のある児童等の家族や介

護者への支援

### 障害のある児童への支援

障害のある児童には、早期からの相談・支援が必要なため、教育や福祉等関係機関の連携を図りながら、乳幼児期からの早期療育体制の充実を図るとともに、子育て等の不安を抱える保護者への支援体制づくりに努めます。また、学校在学中の障害のある児童の放課後や夏休み等の長期休暇中などにおける支援の充実を図ります。

#### 相談・支援機関の連携

|  |  |
| --- | --- |
| （障害児通所支援事業所ポータルサイトの構築）ＩＣＴ施策  　障害のある児童が障害児通所支援事業所を利用する際に、その特性に応じて的確な事業所を選択できるようにするため、各施設の情報（特色・提供する療育プログラム・強み等）を掲載し、ＡＩ等を活用して検索等できるポータルサイトの構築を検討します。 | 【検討・実施】 |
| （専門機関のネットワークづくり） 　発達障害も含め子どもに障害があるとわかった時、相談先や福祉サービスについての情報が得られれば、親や家族の不安の軽減を図ることができます。そのために、障害福祉課、福祉健康センター、教育プラザ等の専門機関のネットワークを確立し、専門の相談・療育機関・親の会等の自主グループへの紹介、手帳や手当などの取得・受給など迅速な対応に努めます。 | 【充実】 |
| （幼児相談室の充実） 　こころやからだの発達に遅れがあると思われる乳幼児の相談・援助を行っている幼児相談室は、教育プラザ富樫のほか、教育プラザ此花、駅西健康福祉センター内に開設しています。今後は、教育分野との連携をさらに強化し、相談・援助能力の向上と利用の広報に努めます。 | 【充実】 |
| （こども広場等の整備） 　子育て家庭が抱えている不安や悩みを解消するため、近江町ちびっこ広場、金沢駅こどもらんど、駅西・泉野・元町の各福祉健康センター、教育プラザ富樫、金沢21世紀美術館に整備したこども広場は、関係機関と連携し、より一層の充実に努めます。 | 【充実】 |

#### 早期療育体制の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （児童発達支援センターの充実） 　本市には３か所の児童発達支援センターが設置されており、今後とも、専門的機能の強化を図り、療育内容の充実に努めていきます。また、地域支援機能を強化し、地域における中核的な療育支援施設として充実していきます。 | 【充実】 |
| （児童発達支援事業の充実）  　就学前の障害のある児童が､適切な療育を受けることができるよう､通所の場を設けて日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる児童発達支援事業の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （保育所等訪問支援事業の実施）  保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 | 【充実】 |
| （通所指導事業の充実）  障害のある児童と保護者が同伴で保育所等へ通所し、障害のない児童との集団保育や、その児童の特性に応じた個別指導を受けることにより、障害のある児童の健康の維持と発達の援護を図るとともに、保護者の育児を支援する通所指導事業の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （障害児等療育支援事業の充実）  　障害のある児童（障害のある人）の地域での生活を支援するため、障害児施設の機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行う障害児等療育支援事業を充実します。 | 【充実】 |

#### インクルーシブ保育・幼児教育の推進

|  |  |
| --- | --- |
| （インクルーシブ幼児教育環境の充実） 　障害のある児童とない児童が、同じ場でインクルーシブな幼児教育を受けるためには、それぞれの児童の多様なニーズを理解し、対応しなければなりません。そのため、令和２年度に新設した幼児教育センターを中心に、職員にさまざまな障害に対する理解や援助方法等の研修を行うなど、幼児教育環境の充実を図ります。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （インクルーシブ推進員の配置検討） 　児童発達支援センター等にインクルーシブ推進員を配置し、障害のある児童と保護者が、地域の保育所や幼稚園などでの受け入れを希望する場合に、関係機関と調整するとともに、通園するにあたっても、安心して過ごせる支援体制の構築について検討します。 | 【検討・実施】 |
| （交流教育・交流保育の推進） 　児童発達支援センター通園児と幼稚園児や保育所園児との交流教育・交流保育は、より拡充して推進します。 | 【充実】 |
| （専門相談や巡回専門相談の充実）  　障害のある児童やその家庭に関するさまざまな相談ニーズに対応するため、幼児教育センターによる幼稚園・保育所・認定こども園への専門相談や巡回専門相談の充実に努めます。 | 【充実】 |

#### 放課後や長期休暇中の児童の支援

|  |  |
| --- | --- |
| （放課後等デイサービスの充実）  学校在学中の障害のある児童の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを目的とする放課後等デイサービスの充実を図ります。 | 【充実】 |
| （放課後児童クラブへの障害のある児童の受け入れ） 　放課後や長期休暇中に障害のある児童が安心して過ごせる場所として、放課後児童クラブの体制の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （日中一時支援事業の充実）  　日中一時支援事業とは、障害のある人が日中過ごす場を設ける事業であり、利用者は障害のある児童が中心と考えられます。障害のある児童の保護者の就労等のニーズに応えるため、放課後、土曜日・日曜日、長期休暇等に対応する日中一時支援事業の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （長期休暇中の教育活動の充実）  　障害のある児童を対象にした長期休暇中の教育活動の企画や推進に取り組む福祉やボランティア団体に対して支援を行います。 | 【充実】 |
| （病児保育や一時保育の充実） 　障害のある児童が病気になった場合や養育者の仕事の都合、事故、出産、冠婚葬祭などで家庭での育児が困難な期間、一時的に保育する事業の整備充実に努めます。 | 【充実】 |

### 医療的ケアを要する障害のある児童への支援

児童福祉法の平成28年５月の改正において、医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援が明文化されました。新生児集中治療管理室等で長期入院した後、引き続き在宅で人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童の育ちや生活への支援にあたっては、保健・医療や福祉、保育、教育等関係機関の連携を図りながら、早期療育体制を構築するとともに、子育て等の負担が増大する保護者への支援に努めます。

#### 医療的ケアを要する障害のある児童への支援強化

|  |  |
| --- | --- |
| （ＩＣＴ、ＩｏＴを活用した支援システムの構築）ＩＣＴ施策  　医療的ケアを要する障害のある児童と支援者間の双方向発信のポータルサイトの構築や、「親なき後」、急病・災害等の緊急時に必要となる潜在的なニーズを可視化し、支援者間の情報共有を図るクラウドシステムの整備、医療的ケアを要する障害のある児童が携帯するＨＥＬＰカードのデジタル化等、ＩＣＴ、ＩｏＴを活用した支援システムの構築について検討します。 | 【検討・実施】 |
| （医療的ケア児等コーディネーターの配置）  　医療的ケアを要する障害のある児童の支援体制の構築に向け、保健・医療、障害福祉、保育、教育など多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置します。 | 【充実】 |
| （居宅訪問型児童発達支援事業の充実）  人工呼吸器管理等の医療的ケアを要し、外出することが著しく困難な児童が、適切な療育を受けることができるよう、居宅を訪問し、日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる居宅訪問型児童発達支援事業の充実を図ります。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （児童発達支援事業の充実）  　就学前の医療的ケアを要する障害のある児童が､適切な療育を受けることができるよう､通所の場を設けて日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる児童発達支援事業の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （保育所等の受入体制の整備）  医療的ケアを要する障害のある児童が、保育所等の利用を希望する場合に、看護師等の配置や保育士等に医療的ケアを行うために必要な研修を実施するなどにより、保育所等における受け入れが可能となるよう体制の整備を検討します。 | 【検討・実施】 |
| （放課後等デイサービスの充実）  学校在学中の医療的ケアを要する障害のある児童の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを目的とする放課後等デイサービスの充実を図ります。 | 【充実】 |
| （移動介護支援事業） 　人工呼吸器管理等の医療的ケアを要する障害のある児童を対象に、看護職員による移動介護支援の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （感染予防対策の支援）  医療的ケアを要する障害のある児童は、感染症を発症した場合には重症化するリスクが高いため、マスク等の衛生用品の購入費に対して助成し、感染予防対策を支援します。 | 【実施】 |
| （災害時に必要となる日常生活用具の給付）  人工呼吸器管理等の医療的ケアを要する児童を対象に、災害時に必要となる人工呼吸器管理等に使用する非常用自家発電機等を給付します。 | 【実施】 |

#### 障害児通園施設ひまわり教室の機能強化

|  |  |
| --- | --- |
| （医療的ケア児等支援専門員の配置）  保育士や医療的ケア児等コーディネーターの資格を有し、人工呼吸器管理等の医療的ケアを必要とする児童等の療育支援を専門的に行う職員を配置します。 | 【実施】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （居宅訪問型児童発達支援事業の実施）  人工呼吸器管理等の医療的ケアを必要とし、外出することが著しく困難な児童等が、適切な療育を受けることができるよう、居宅を訪問し、日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる居宅訪問型児童発達支援事業を実施します。 | 【実施】 |
| （保育所等訪問支援事業の実施）  医療的ケアを要する障害のある児童等に対し、保育所等を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 | 【実施】 |
| （日中一時支援事業の実施）  医療的ケアを要する障害のある児童等の保護者の就労等のニーズに応えるため、日中一時支援事業を導入するとともに、開所時間を延長します。 | 【実施】 |

#### 医療的ケアを要する障害のある児童の家族や介護者への支援

|  |  |
| --- | --- |
| （医療的ケアに対応したショートステイ等の充実）  　医療的ケアに対応した医療機関併設型のショートステイ（短期入所）施設や通所支援施設等の充実に努めます。 | 【充実】 |
| （医療的ケアに対応できる福祉避難所の整備）  　災害時等において医療的ケアを要する障害のある児童を受入れることかできる福祉避難所の整備を推進します。 | 【実施】 |
| （在宅レスパイト事業の検討）  　医療的ケアを要する障害のある児童の居宅に訪問看護ステーションから看護師・准看護師を派遣し、保護者等が行っている医療的ケア等を一定時間代替する事業の実施を検討します。 | 【検討・実施】 |

### 重症心身障害のある児童等への支援

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害のある児童や強度の行動障害の状態を示す児童など、特段の配慮を必要とする児童等の育ちや生活への支援にあたっては、保育、教育、福祉等関係機関の連携を図りながら、早期療育に取り組むとともに、子育て等の負担が増大する保護者への支援に努めます。

#### 重症心身障害のある児童等への支援の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （障害児通園施設「ひまわり教室」の充実）  児童発達支援、放課後等デイサービスを行うために本市が設置した「ひまわり教室」は、重い障害のある児童を積極的に受け入れています。今後、居宅訪問型児童発達支援事業等を開始するとともに受け入れる児童の数やサービス提供日数の拡大等を通じて、障害のある児童に対する良質なサービスの提供体制の強化に努めます。 | 【充実】 |
| （児童発達支援事業の充実）  　就学前の重い障害のある児童が､適切な療育を受けることができるよう､通所の場を設けて日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる児童発達支援事業の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （居宅訪問型児童発達支援事業の充実）  重い障害があり、外出することが著しく困難な児童が、適切な療育を受けることができるよう、居宅を訪問し、日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる居宅訪問型児童発達支援事業の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （放課後等デイサービスの充実）  学校通学中の重い障害のある児童の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを目的とする放課後等デイサービスの充実を図ります。 | 【充実】 |
| （強度行動障害のある児童への支援）  強度行動障害の状態を示す児童に対し、障害の特性の理解および支援方法を習得し、適切な評価や計画策定、支援を実践できる人材を養成する研修等の実施について検討します。 | 【検討・実施】 |

#### 重症心身障害のある児童等の家族や介護者への支援

|  |  |
| --- | --- |
| 重症心身障害のある児童等が利用できる短期入所、日中一時支援、居宅へのヘルパー派遣など既定のサービスのほか、平成27年度より市独自に運用を開始した重症心身障害のある人の送迎事業の強化を図るほか、サービス提供事業所等の情報提供を充実します。 | 【充実】 |

## 学　　ぶ

【基本指針】

□■□■□　　　　　 　 　□■□■□

|  |
| --- |
| 障害のある人一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの教育的ニーズに配慮したきめ細かな教育を充実するとともに、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。 |

【施策の体系】

(1)　インクルーシブ教育システムの推進

(2)　障害のある児童生徒への支援

(3)　小・中学校への支援

Ⅴ　学　　　ぶ

１　学校教育の充実

(4)　高等教育・専門教育の充実

(5)　教育相談

(1)　障害のある人を対象とする生涯学習の場の提供

(2)　学習の場のバリアフリー化

２　生涯教育の充実

(3)　図書サービスの充実

### 学校教育の充実

インクルーシブ教育の視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図ります。また、就学相談においては、個別の教育的ニーズのある児童生徒やその保護者に対して十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重します。さらに、すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、ともに学び、互いに理解し合う中で、一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細かな学校教育の充実に努めます。

#### インクルーシブ教育システムの推進

|  |  |
| --- | --- |
| （教育環境の整備） 　児童生徒や保護者、教員を対象に、障害に対する理解や支援方法等の研修を行うとともに、基礎的環境整備の充実に努めます。 | 【充実】 |
| （交流および共同学習の推進） 　障害についての理解と認識を深め、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことやともに学ぶ機会を推進するため、特別支援学級や特別支援学校と通常の学級との交流に努めます。 | 【充実】 |

#### 障害のある児童生徒への支援

|  |  |
| --- | --- |
| （特別支援教育サポートセンター（仮称）の設置と機能の充実）  ＩＣＴ施策  　本市の特別支援教育に関する拠点施設として、より専門的できめ細かな支援やＩＣＴの活用により児童生徒の個々の持てる力を高めるとともに、教職員への専門的で実践的な研修の実施等を行います。また、同施設内に整備が予定されている小・中学校分校との連携を強化し、本市におけるインクルーシブ教育システムの推進に努めるとともに、市内の小・中学校の特別支援教育が必要な児童生徒に対して適切な支援に努めるほか、保護者や教職員に対しての相談・助言を充実していきます。 | 【充実】 |
| （通級指導教室や特別支援学級の量的質的充実）  　本人や保護者の教育的ニーズに配慮しながら、特別支援学級や通級指導教室の設置を進めるとともに、「金沢市特別支援教育指針」に基づき、教員の専門性の向上や「個別の教育支援計画」等の活用など質的な充実に努めます。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （特別支援教育支援員等の配置） 　特別な支援を必要とする児童生徒について、「個別の教育支援計画」等に基づいた日常生活並びに学習指導等を補助するため、学校の実情に応じた特別支援教育支援員等の配置に努めます。 | 【充実】 |
| （特別支援教育充実のための校内委員会の整備） 　学校における特別支援教育体制の充実のため、校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能的な運営に努めます。 | 【充実】 |
| （特別支援教育の広報） 　改定した「特別支援教育指針」やホームベージ等を通して、特別支援教育の現状や内容などについて、保護者や地域住民の理解と協力が得られるよう啓発に努めます。 | 【充実】 |
| （学校看護師の派遣）  　学校生活において医療的ケアが必要な児童生徒を支援するため、小・中学校へ学校看護師を派遣します。 | 【充実】 |

#### 小・中学校への支援

|  |  |
| --- | --- |
| （特別支援教育に関わる研修の充実） 　小・中学校の教職員に対し、特別な支援を必要とする児童生徒について、障害の特性に関する理解を深めるとともに児童生徒一人ひとりに応じた適切な支援・指導に関する特別支援教育研修を実施し、その専門性の向上を図ります。 | 【充実】 |
| （専門相談や巡回専門相談の実施）  　障害のある児童生徒やその保護者、教育に携わる教職員のさまざまな相談ニーズに対応するため、教育プラザで実施している専門相談や小・中学校に出向く巡回専門相談の充実に努めます。 | 【充実】 |

#### 高等教育・専門教育の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （高校・大学入試への配慮） 　障害のある人の高等学校および大学への受験に際しては、障害の特性に応じた支援の拡充を求めていきます。 | 【充実】 |
| （障害のある生徒への支援） 　特別な支援を必要とする生徒の進学にあたっては、中学校からの一貫した支援を受けることができるよう、学校間での情報交換等に努めます。 | 【充実】 |
| （障害のある人の専門教育の充実） 　視覚に障害のある人のはり・きゅう・マッサージ教育など、卒業後の就労につながる専門教育の充実を求めていきます。 | 【充実】 |
| （重度訪問介護利用者の大学等の修学支援） 　重度訪問介護を利用する障害のある人に対して、修学に必要な身体介護等の提供など、修学中のよりよい支援のあり方を検討します。 | 【検討】 |

#### 教育相談

|  |  |
| --- | --- |
| （就学時における教育相談） 　保護者の相談希望に基づき、就学先の情報提供に努めながら、本人および保護者の意見を尊重した適切な就学相談の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （総合的・継続的な教育相談の充実） 　市・県、各関係機関と一層連携を図り、早期の発達相談および教育相談の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （学校卒業後の就労に関する継続的支援） 　学校卒業後の就労先での問題や困難を解消するための相談窓口を充実するとともに、相談機関の周知を図ります。 | 【充実】 |

### 生涯教育の充実

障害のある人の学校教育終了後の生涯学習を支援するため、学習の場やサービスの充実・確保、関連施設の整備を推進するとともに、市民の障害に対する理解を促進し、障害のない人とともに学ぶ機会の拡充を図ります。また、読書バリアフリー法の観点から図書館サービスの更なる充実を図ります。

#### 障害のある人を対象とする生涯学習の場の提供

|  |  |
| --- | --- |
| 障害のある人を対象として、絵画や音楽、パソコン教室、また、福祉や文化に関する講演など、生涯学習の場の充実に努めます。 | 【充実】 |

#### 学習の場のバリアフリー化

|  |  |
| --- | --- |
| （各種講演会等における障害のある人への配慮） 　広く市民を対象とした講演会等においては、スロープ等の設置、手話通訳者・要約筆記者の配置や点字パンフレットを作成するなど、障害のある人が参加しやすい環境整備を進めます。 | 【充実】 |
| （生涯学習施設のバリアフリー化） 　障害のある人や高齢者が快適に利用できるよう、本市の生涯学習施設のバリアフリー化に努めるとともに、既存の地区公民館においてもバリアフリー化を促進するため、改築に対して助成を行います。 | 【充実】 |
| （オンライン学習等における障害のある人への配慮）  広く市民を対象とした研修、学習の場において、手話や字幕を挿入し、聴覚に障害のある人が視聴できる環境整備を進めます。 | 【充実】 |

#### 図書館サービスの充実

|  |  |
| --- | --- |
| （オンライン対面朗読サービスの実施）ＩＣＴ施策 　感染症の拡大を防止する観点から、泉野図書館の音声読み上げシステムにテレビ通話機能を追加し、オンラインでの対面朗読が可能となる環境を整備します。 | 【実施】 |
| （対面朗読・録音図書等） 　泉野図書館で行っている図書・雑誌・新聞等の対面朗読、録音図書・点字図書・点字雑誌・音楽ＣＤの無料郵送貸出、音訳パソコンサービスなど、視覚に障害のある人の読書に関連するサービスの向上に努めます。 | 【充実】 |
| （重度の身体に障害のある人への図書郵送貸出） 　重度の障害のある人を対象とした図書の無料郵送貸出を行い、サービスの向上に努めます。 | 【充実】 |
| （ＬＬブック、大活字本の貸出） 　文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう工夫されているＬＬブックや大活字本を貸し出し、サービスの向上に努めます。 | 【充実】 |

## 遊　　ぶ

【基本指針】

□■□■□　　　　　 　 　□■□■□

|  |
| --- |
| 平成30年６月に障害者文化芸術推進法が施行されました。また、東京パラリンピックの開催も予定されており、障害のある人の活躍が期待されています。  文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加は、社会参加という視点だけでなく、本人のこころとからだの健康や生活に潤いを与え、多くの人とも共感し得る大切なものです。一人ひとりのニーズや障害の特性に応じた遊びのあり方について考え、これを援助する事業の実施に努めます。 |

【施策の体系】

(1)　文化に親しむ機会の充実

(2)　文化芸術活動の発表の場

Ⅵ　遊　　　ぶ

１　文化芸術活動の推進

(3)　文化施設等の整備と入場料金等の割引

(1)　スポーツに親しむ機会の充実

(2)　スポーツイベントの開催

(3)　体育施設等の整備と入場料金等の割引

２　スポーツ・レクリエー

ションの振興

(4)　指導員の養成

(5)　温泉療養事業

### 文化芸術活動の推進

障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的として、平成30年６月に障害者文化芸術推進法が施行されました。文化芸術創造都市である金沢の強みを生かし、障害のある人が参加できる趣味の講座や芸術鑑賞、障害のある人の作品展開催などを推進するとともに、文化施設等を利用するためのさまざまな環境の整備に努めます。

#### 文化に親しむ機会の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （文化芸術活動の推進）  障害者文化芸術推進法に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」の策定を検討するほか、障害のある人が参加する市内の団体が行う文化芸術活動に対する支援などを通じ、文化芸術に親しむ機会の拡大を図ります。 | 【検討・実施】 |
| （文化芸術体験教室の開催）  障害のある人が気軽に文化芸術活動を体験できるよう、文化芸術体験教室を開催します。 | 【実施】 |

#### 文化芸術活動の発表の場

|  |  |
| --- | --- |
| （障害者文化芸術祭の開催検討）  障害のある人の文化芸術作品を公募し、作品の展示、作者の表彰等を行う展覧会の開催や全国障害者芸術・文化祭への参画など、障害のある人の文化芸術活動の裾野拡大や、優れた芸術的才能を持つ障害のある人の発掘、文化芸術活動を通じた就労支援にもつながる障害者文化芸術祭の開催を検討します。 | 【検討】 |
| （イベント等の企画段階からの参加） 　既存のものも含め、さまざまな文化イベントの開催において、企画段階から障害のある人たちの参加を図ることにより、より充実した内容となるよう努めます。 | 【充実】 |
| （発表の場の提供） 　多くの市民の目にふれる市庁舎や関係施設において、障害のある人の「作品展」など、発表の場を積極的に提供します。 | 【充実】 |

#### 文化施設等の整備と入場料金等の割引

|  |  |
| --- | --- |
| （文化施設等のユニバーサルデザイン化） 　文化施設等の整備にあたっては、さまざまな障害に対応できるよう、基本構想段階から障害のある人や高齢者の意見を採り入れ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの推進に努めるほか、具体的なユニバーサルデザインの状況等についてホームページ等を通じて発信します。 | 【充実】 |
| （割引制度の情報提供・明示） 　文化施設における障害のある人の割引制度については、情報を集めて提供するとともに、各施設においては割引について明示するようにします。また、市以外の各機関に対して、同様の配慮をするよう周知に努めます。 | 【充実】 |

### スポーツ・レクリエーションの振興

東京パラリンピックを機に、パラリンピック種目等の振興を図るほか、障害の特性に応じたスポーツ・レクリエーションや、障害のある人を含めた市民が一体となったスポーツ・レクリエーションを振興するとともに、体育施設等のバリアフリー化などの環境整備に努めます。

#### スポーツに親しむ機会の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （スポーツ教室の開催）  障害のある人が参加しやすい新しいスポーツの導入も考慮しながら、スポーツ教室の拡充を図ります。 | 【充実】 |
| （パラスポーツ等の推進）  障害者高齢者体育館にボッチャやトランポリンの用具を整備し教室を開催するなど、東京パラリンピック開催の機運を生かし、パラスポーツ等の振興を図ります。 | 【充実】 |
| （障害者スポーツ全国大会派遣に対する助成）  障害のある人の国際的な規模および全国的な規模の障害者スポーツ大会への出場を支援することにより、障害者スポーツへの参加の意欲を高めるとともに、積極的な社会参加の促進を図るため、障害者スポーツ全国大会派遣等に助成します。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （ｅスポーツへの参加促進）ＩＣＴ施策  少しの工夫により障害のある人でも対等な対戦が可能なｅスポーツへの参加を促進し、障害のある人の社会参加と生きがいの創出をめざします。 | 【検討・実施】 |

#### スポーツイベントの開催

|  |  |
| --- | --- |
| （企画段階からの参加） 　さまざまなスポーツイベントの開催においては、障害のある人が企画段階から参加することにより、内容等がより参加しやすいものとなるよう努めます。 | 【充実】 |
| （各種イベントへの参加の促進） 　「金沢マラソン」や「金沢ウォーク」などへの、車いす使用者など障害のある人の参加を促進します。また、「ほほえみスポーツフェスタ金沢」や「福祉のつどい」においては、内容の工夫をするなどし、障害のある人だけでなく、多くの市民の来場を促せるよう努めます。 | 【充実】 |
| （各種イベントの情報提供）  　イベントの実施にあたっては、ホームページや新聞広報など、さまざまな手段を通じた情報提供に努めます。 | 【充実】 |
| （新たなイベントの創設） 　地域において、障害への理解につながり、障害のある人もない人もともに参加することができる新しいイベントの企画を進めます。 | 【充実】 |

#### 体育施設等の整備と入場料金等の割引

|  |  |
| --- | --- |
| （体育施設等のユニバーサルデザイン化） 　体育施設等の整備にあたっては、さまざまな障害に対応できるよう、基本構想段階から障害のある人や高齢者の意見を採り入れ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの推進に努めるほか、具体的なユニバーサルデザインの状況等についてホームページ等を通じて発信します。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （割引制度の情報提供・明示） 　体育施設における障害のある人の割引制度については、情報を集めて提供するとともに、各施設においては割引について明示するようにします。また、市以外の各機関に対して、同様の配慮をするよう周知に努めます。 | 【充実】 |
| （障害者スポーツトレーニングルームの整備） 　水泳や陸上など、障害のある人の競技参加をより促進するため、障害の種別にかかわらず利用することのできるスポーツトレーニングルームの整備に努めます。 | 【充実】 |
| （最寄りのバス停から施設までのバリアフリー化）  　車いすを使用する人や視覚に障害のある人などがバスを利用して来場する際、施設までの移動が円滑に行えるような整備を進めます。 | 【充実】 |

#### 指導員の養成

|  |  |
| --- | --- |
| （指導員の養成） 　スポーツ・レクリエーションの普及と競技力向上のために、指導員の障害のある人への理解を深め、資質の向上に努めます。また、石川県と連携し、ボランティアによる指導員の養成なども検討します。 | 【充実】 |
| （スポーツ・レクリエーション団体との連携） 　石川県障害者スポーツ協会、石川県スポーツ指導者協議会、スペシャルオリンピックス石川、金沢市レクリエーション協会をはじめ、関係団体との連携を図りながら、障害のある人のスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。 | 【充実】 |

#### 温泉療養事業

|  |  |
| --- | --- |
| 温泉療養事業の対象施設として指定を受けるためのバリアフリー化への助言・指導を行うなど、温泉療養事業の充実を図ります。 | 【充実】 |

## つきあう

【基本指針】

□■□■□　　　　　 　 　□■□■□

|  |
| --- |
| 平成29年に制定した金沢市手話言語条例は、手話が言語であるとの認識のもと、手話により意思疎通を図る権利を尊重すると定めています。また、令和２年６月に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が制定され、令和３年度中に電話リレーサービスの開始が予定されるなど、新たなコミュニケーション手段の充実も図られています。  人が社会生活を営む上で欠くことのできないものが、他の人と理解し合える関係やコミュニケーションです。すべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくために、人と人との交流を深める機会を多くし、「心の壁」を取り除くとともに、手話言語条例関連施策の推進とコミュニケーション支援の充実に努めます。 |

【施策の体系】

１　交流活動の推進

(1)　手話言語条例関連施策の推進

Ⅶ　つきあう

(2)　盲ろう者（視覚・聴覚に障害のある人）のコミュニケーション支援

２　コミュニケーション手段

の確保

(3)　視覚に障害のある人のコミュニケーション支援

(4)　重度障害者入院時意思疎通支援事業の実施

(1)　聴覚に障害のある人の生活訓練事業の充実

３　生活訓練事業の充実

(2)　盲ろう者（視覚・聴覚に障害のある人）の生活訓練事業の充実

(3)　視覚に障害のある人の生活訓練事業の充実

### 交流活動の推進

ノーマライゼーション社会実現のため、障害のある人とない人の交流につながる活動を推進します。また、「世界の交流拠点都市・金沢」をめざし、障害のある人の広域的な交流を推進します。

|  |  |
| --- | --- |
| （各種イベントにおける交流の促進） 　障害についての理解を深めるため、障害のある人を中心とする各種イベントにおいても、障害のない人の参加を進め、交流を促します。 | 【充実】 |
| （地域での交流の促進） 　障害のある人を受け入れ、ともに暮らすコミュニティを形成するため、民生委員・児童委員など地域福祉活動に携わる人の協力を得て、地域における住民との交流を促進します。 | 【充実】 |
| （障害者福祉施設と地域住民の交流） 　障害者施設利用者と地域住民との交流を促進し、障害のある人についての地域住民の理解促進に努めます。 | 【充実】 |
| （障害のある人同士の交流） 　地域活動支援センター等において、創作活動やレクリエーションを行い、障害のある人同士の交流を促進します。 | 【充実】 |
| （聴覚障害者観光ボランティアガイド事業の推進） 　聴覚に障害のある人を観光案内するボランティアを養成し、観光ガイドを行うことなどにより、障害のある人の観光分野における広域的な交流を推進します。 | 【充実】 |

### コミュニケーション手段の確保

平成29年６月に制定した金沢市手話言語条例の理解促進と関連施策の推進を図るなど、コミュニケーションが困難な障害のある人に対する支援を充実します。また、令和２年６月に制定された「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づく、手話や文字での電話リレーサービスについて市民に広く周知し、多様な活用を促進するなど、更なるコミュニケーション手段の確保を図ります。

#### 手話言語条例関連施策の推進

|  |  |
| --- | --- |
| （手話言語条例の普及啓発）  　金沢市手話言語条例で規定されている、相互に人格および個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を図るため、手話言語条例の更なる普及啓発を図ります。 | 【充実】 |
| （聴覚障害者手話相談員の配置）  　市役所での手話によるコミュニケーション手段を確保するとともに、市が率先して取り組むことで、広く市民への浸透を図る必要があることから、聴覚障害者手話相談員の増員を行います。 | 【充実】 |
| （福祉施設手話講座の開催）  　手話を主なコミュニケーションとする聴覚に障害のある人が入所および通所している施設において、コミュニケーションが図られ豊かな日常生活を送ることができるよう、施設職員向けの手話講座の開催を検討します。 | 【検討・実施】 |
| （電話リレーサービスの活用推進）  　手話や文字チャットを活用した電話リレーサービスは、聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段を確保する上で、大変有効な制度であり、障害のある人に加え、電話の受け手である市民や民間事業者への理解と周知に努め、利用の促進を図ります。 | 【実施】 |
| （遠隔手話サービスの活用推進）  　泉野・元町・駅西福祉健康センターおよび金沢市立病院に設置したタブレット端末での遠隔手話サービスの周知を図るほか、石川県と連携し、聴覚に障害のある人が病院を受診する場合等に、利用者または医療機関、行政機関が所有するスマートフォンやタブレットを介して手話通訳を行う遠隔手話サービスの活用推進を図ります。 | 【充実】 |

#### 盲ろう者（視覚・聴覚に障害のある人）のコミュニケーション支援

|  |  |
| --- | --- |
| （盲ろう通訳者の養成・確保） 　視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通を支援する上で重要な役割を果たす触手話通訳者等については、手話通訳者と同様その確保に努めます。 | 【充実】 |
| （盲ろう通訳者の配置） 　市の関係施設への盲ろう通訳者の配置は、手話通訳とあわせて充実します。 | 【充実】 |

#### 視覚に障害のある人のコミュニケーション支援

|  |  |
| --- | --- |
| （代読・代筆者の養成と確保） 　代読・代筆支援従事者養成研修や同行援護従業者養成研修の開催により、視覚に障害のある人のコミュニケーション支援である代読・代筆者の確保に努めます。 | 【充実】 |
| （代読・代筆者の派遣） 　同行援護従業者養成研修を終了したガイドヘルパーによる同行援護または移動支援サービスにより、専門性を持った代筆・代読者の派遣に努めます。 | 【充実】 |
| （市の会議等での視覚補助者の確保） 　視覚に障害のある人が市の会議等に委員として出席する場合に、資料等の閲覧のための補助者の確保に努めます。 | 【充実】 |

#### 重度障害者入院時意思疎通支援事業の実施

|  |  |
| --- | --- |
| 重度の障害のある人の入院時に、発語困難等により医療従事者との意思疎通が十分に図れない場合、本人との意思疎通に熟練した人を医療機関に派遣する重度障害者入院時意思疎通支援事業の実施について検討します。 | 【検討・実施】 |

### 生活訓練事業の充実

障害のある人が日常生活を営むために必要な生活訓練事業を充実します。

#### 聴覚に障害のある人の生活訓練事業の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 中途失聴や難聴などの聴覚に障害のある人が豊かな日常生活を営むために必要な生活訓練事業を充実します。 | 【充実】 |

#### 盲ろう者（視覚・聴覚に障害のある人）の生活訓練事業の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 盲ろう者の意思疎通技術などを訓練する生活訓練事業を充実します。 | 【充実】 |

#### 視覚に障害のある人の生活訓練事業の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 視覚に重度の障害のある人の社会参加を促すための生活訓練事業を充実します。 | 【充実】 |

## 出かける

□■□■□　　　　　 　 　□■□■□

【基本指針】

|  |
| --- |
| 東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、国は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定やユニバーサル社会実現推進法の制定、バリアフリー法の一部改正を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーを推進していくこととしています。  人に会う、買い物をする、いろいろな手続きをする、レジャーに行くなど、出かけることは生活の基本です。このため、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進するとともに、外出を支援するサービスの充実を図り、社会参加を促進します。 |

【施策の体系】

(1)　移動支援の充実

(2)　メルシーキャブサービスの充実および効果的な事業運営の検討

(3)　福祉タクシーチケット

(4)　自動車改造・免許取得の広報と推進

１　外出時の支援の充実

(5)　視覚に障害のある人の移動システム

(6)　精神に障害のある人の運賃割引

(7)　手話通訳派遣のネットワーク化

(8)　冬季降雪時の外出支援

Ⅷ　出かける

(9)　ＩＣＴを活用した外出支援

(1)　公共交通機関のユニバーサルデザイン化

(2)　歩道・道路のユニバーサルデザイン化

２　移動に関するユニバーサル

デザインの推進

(3)　障害者専用駐車場の普及啓発

(1)　市有施設のユニバーサルデザイン化

(2)　民間施設のユニバーサルデザイン化

３　建築物等のユニバーサル

デザインの推進

(3)　観光施設のユニバーサルデザイン化

### 外出時の支援の充実

障害のある人の社会参加と生活の質の向上を図るために、障害のある人の外出を支援する施策を充実します。また、ＡＩや５Ｇ、ＧＰＳなどのＩＣＴを活用した新たな外出支援策について検討します。

#### 移動支援の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （同行援護の充実）  　移動に著しい困難がある視覚に障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する（代読・代筆を含む。）とともに、移動の援護・排せつ・食事の介護などの必要な援助を行う同行援護の充実を促進します。 | 【充実】 |
| （行動援護の充実）  　重度の知的障害または重度の精神障害のため、**一**人での行動が難しい人等が行動する際の危険を回避するための行動援護は、今後も充実を図っていきます。また、重度訪問介護の利用にかかるアセスメントのため、居宅における行動援護の利用促進に努めます。 | 【充実】 |
| （移動支援事業の充実） 　屋外での移動等に支援が必要な障害のある人の社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出を支援し、必要な移動支援事業のサービス量を確保します。 | 【充実】 |
| （支給時間の拡大） 　利用者のニーズにできる限り応じられるよう、事業所の状況をみながら支給時間の拡大を検討します。 | 【充実】 |
| （ガイドヘルパーの養成） 　同行援護および移動支援事業の拡充のため、同行援護従業者養成研修等の開催により、専門性を持ったガイドヘルパーの養成を行い、その確保を図ります。 | 【充実】 |
| （補助犬の活用）  　障害のある人の自立と社会参加を助ける補助犬（介助犬・盲導犬・聴導犬）について、内容の広報を図ります。 | 【充実】 |
| （学齢期の外出支援体制の整備） 　保護者が学校等へ送迎できない18歳未満の障害のある児童の外出支援体制としての移動支援事業などの体制整備について検討します。 | 【検討・実施】 |
| （入居施設利用者の移動支援事業） 　入居施設を利用する人の社会参加の機会を増やして地域移行の契機とするため、施設に入居していても移動支援事業などが利用できるよう検討します。 | 【検討】 |

#### メルシーキャブサービスの充実および効果的な事業運営の検討

|  |  |
| --- | --- |
| 車いすのままで車両に乗車し、目的地までの送迎を行う「メルシーキャブサービス」は、車いすの形態にかかわらず利用できるような車両の整備を行います。今後も利用者の声を聞きながら、よりよいサービスの提供を進めるとともに、利用の実態や福祉有償運送事業者の状況等を踏まえた効果的な事業運営について検討します。 | 【充実】 |

#### 福祉タクシーチケット

|  |  |
| --- | --- |
| 社会参加を目的とする福祉タクシーチケットは、ニーズや社会情勢を考慮し、充実に努めます。 | 【充実】 |

#### 自動車改造・免許取得の広報と推進

|  |  |
| --- | --- |
| 身体に障害のある人の外出や就労支援のため、身体障害者自動車・介助用自動車改造費助成事業および障害者自動車運転免許取得訓練費助成事業の広報と推進に努めます。 | 【充実】 |

#### 視覚に障害のある人の移動システム

|  |  |
| --- | --- |
| 視覚に障害のある人への案内・誘導が可能な音声誘導システムは、公共施設に順次設置していますが、今後も拡充に努めるとともに、新しい機器についても研究します。 | 【充実】 |

#### 精神に障害のある人の運賃割引

|  |  |
| --- | --- |
| 精神障害者保健福祉手帳を持つ人の電車や長距離バスなどの運賃割引について、交通事業者に実施を働きかけます。 | 【充実】 |

#### 手話通訳派遣のネットワーク化

|  |  |
| --- | --- |
| 聴覚に障害のある人が市外へ出かける際、現地の手話通訳者の派遣を可能にすることにより、利便性の向上と利用者負担の軽減を図ります。 | 【充実】 |

#### 冬季降雪時の外出支援

|  |  |
| --- | --- |
| （歩道除雪体制の整備） 　降雪時の安全な移動手段を確保するため、ボランティア等による除雪体制の整備について検討を進めます。 | 【検討】 |
| （公的施設周辺の除雪体制の整備） 　公的施設においては、融雪設備の整備とともに、職員による除雪等移動経路の確保に取り組みます。 | 【充実】 |

#### ＩＣＴを活用した外出支援　ＩＣＴ施策

|  |  |
| --- | --- |
| 国が推進する歩行空間ネットワークデータやＡＩ、５Ｇ、ＧＰＳなどのＩＣＴ等を活用した新たな外出支援のあり方について検討します。 | 【検討】 |

### 移動に関するユニバーサルデザインの推進

バリアフリー法に基づき、民間事業者の協力を得ながら、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した公共交通環境をめざします。また、車いすの走行や視覚に障害のある人の移動などの利便の確保、歩道の拡幅、歩車道の分離、段差の解消などに取り組むとともに、「金沢市歩けるまちづくり基本方針」により、車中心の「道路」から人中心の「みち」への転換を図ります。

#### 公共交通機関のユニバーサルデザイン化

|  |  |
| --- | --- |
| （バスの利便性の確保）  　ノンステップバスの路線の拡大と車両導入の促進を図るための支援を行います。ノンステップバスの運行時間等については、案内をわかりやすくするよう、バス事業者に働きかけます。 | 【充実】 |
| （バス停のユニバーサルデザイン化） 　点字の運行路線図・時刻表、音声案内、視覚障害者誘導用ブロック、上屋・シェルター、ベンチやノンステップバスの停車に合わせた車いす利用者の自走乗車が可能な歩道高などを備えた乗降しやすいユニバーサルデザインのバス停の整備を進めるとともに、時刻表は、歩道側に設置し、目の高さに下げるなど、障害の特性の配慮に努めるようバス事業者に働きかけます。 | 【充実】 |
| （バス停から最寄りの施設までのユニバーサルデザイン化） 　障害のある人の利用を促進するために、バス停から最寄りの公共施設までの歩道等において、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や段差の解消・拡幅などのユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。 | 【充実】 |
| （駅内のユニバーサルデザイン化） 　段差の解消や危険防止、エレベーターや多目的トイレ・オストメイトトイレの設置、視覚障害者誘導用ブロック・音声案内・電光掲示案内の整備など、駅内のユニバーサルデザイン化および手話通訳によるサービスの提供を交通事業者に働きかけ、必要に応じて支援を行います。 | 【充実】 |
| （券売機・時刻表等のユニバーサルデザイン化） 　券売機や時刻表等は、障害のある人や高齢者などすべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン化を働きかけます。 | 【充実】 |
| （タクシー乗務員の研修）  　障害のある人に対して適切な配慮や介助が行えるよう、タクシー乗務員の教育研修の実施をタクシー事業者に働きかけていきます。 | 【充実】 |
| （障害のある人も参加した実地研修）  　障害者団体と連携し、障害のある人の参加による、タクシー、バスの乗務員を対象とした実地研修会の開催を検討します。 | 【検討・実施】 |
| （障害のある人が利用しやすいタクシーの導入推進）  　車いすのまま乗り込めるタクシーの導入や運行時間の拡大等、障害のある人が利用しやすくなる方法についても働きかけます。 | 【充実】 |

#### 歩道・道路のユニバーサルデザイン化

|  |  |
| --- | --- |
| （歩行ネットワークの推進） 　障害のある人がよく利用する福祉・医療施設や公共施設を中心に、利便性を図る道路網の整備を推進します。 | 【充実】 |
| （歩道拡幅等の推進） 　幹線道路の歩道は、車いす等が安全かつ快適に通行できるよう、歩道幅員3.0ｍ以上を目標として、幅の広い歩道の整備を図ります。その他の歩道は、2.0ｍ以上をめざして幅員の確保を図ります。 | 【充実】 |
| （グレーチングの改良） 　道路側溝に敷設するグレーチングの目が粗いと、車いすの車輪や視覚に障害のある人の白杖が隙間に挟まり、バリアとなることから、目の細かいグレーチングの適切な設置に努めます。 | 【充実】 |
| （視覚障害者誘導用ブロックの整備） 　視覚障害者誘導用ブロックは、弱視の人の視認性も踏まえた色彩対比等に留意し、連続敷設の欠落が生じないよう計画的に設置します。また、横断歩道があることを示す注意喚起用の視覚障害者誘導用ブロックの設置を進めます。なお、設置にあたっては、周辺の景観と調和した色彩となるよう配慮します。 | 【充実】 |
| （歩道の段差・傾斜の解消） 　視覚に障害のある人が歩車道の識別に困難を生じないよう、また、車いす利用者等が安心して通行できるよう配慮し、フラット歩道やパンク・スムース歩道の導入検討などによる段差の解消、路面の凹凸の除去などに努めます。 | 【充実】 |
| （通過交通の抑制・歩車共存道の整備） 　安全確保を基本に、通過交通の抑制や地域に適した道路整備、コミュニティ道路等の推進を図ります。 | 【充実】 |
| （電線の地中化・放置自転車等への対応） 　歩行空間を確保するため、電線類の地中化、放置自転車や迷惑駐車、歩道上の看板や商品の撤去などの指導に努めます。 | 【充実】 |
| （街灯の設置） 　夜間の犯罪防止と通行の安全を図るため、街灯の設置を進めます。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （交差点横断の安全性の確保）ＩＣＴ施策 　音響信号機の増設を石川県や管轄の警察署に要望するほか、小型送信機を使用して音声による交差点の位置確認が可能となるような音声標識ガイドや、交差点を横断する際に、手元のスマートフォンから信号の状態を聞くことができる仕組みを持つ信号機の設置等、ＩＣＴ等を活用することにより視覚に障害のある人が安全に交差点を横断できる仕組みについて研究します。 | 【充実】 |
| （音声および点字による案内表示の設置など） 　地下横断歩道の存在を示すチャイムを設置するとともに、出口の行き先や現在位置がわかりやすいよう、手すり端部など要所に点字による案内表示を取り付けます。あわせて階段の段端を弱視の人や高齢者に配慮して識別しやすいよう整備します。 | 【充実】 |
| （垂直移動（エレベーター等）の確保） 　気兼ねなく行きたいところに自由に行けるよう、車いすリフトなどの係員が必要な状態は避け、エレベーターなどの人の手を借りずに移動できる地下横断歩道の整備を引き続き促進します。 | 【充実】 |

#### 障害者専用駐車場の普及啓発

|  |  |
| --- | --- |
| （障害者専用駐車場の設置） 　障害のある人が、駐車場から速やかに建物内に移動できるよう、駐車場の整備を引き続き促進するとともに、降雨時や降雪時にも移動しやすいよう、屋根付駐車場の増設を働きかけます。 | 【充実】 |
| （「いしかわ支え合い駐車場制度」の普及） 　障害者専用駐車場の適正な利用を促進するために、「利用許可証」の発行により、利用者を特定し、不適正な駐車を防止するパーキングパーミット制度「いしかわ支え合い駐車場制度」の周知に石川県や近隣自治体と連携して取り組みます。 | 【充実】 |
| （駐車場の利用料減免） 　障害のある人の外出の機会を拡大し、社会参加を促進するため、障害のある人が駐車場を利用する際、その利用料を減免することについて検討します。 | 【検討】 |

### 建築物等のユニバーサルデザインの推進

建築物等の整備・改善にあたっては、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」（以下「石川県バリアフリー条例」）に沿って行うとともに、計画段階から障害のある人を含めた利用者や関係者などから意見・要望等をうかがい、また、民間の協力を得ながら、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりをめざします。さらに、道路や建築物以外の都市を構成するさまざまな施設や設備、什器等の整備に取り組みます。

#### 市有施設のユニバーサルデザイン化

|  |  |
| --- | --- |
| （市有建築物のユニバーサルデザイン化）  　市有建築物のユニバーサルデザイン化にあたっては、障害のある人や高齢者だけでなく、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点からの整備を進めます。  　新たに建設する施設はもちろんのこと、既存の施設についても、段差の解消や危険防止、エレベーターの設置、多目的トイレにおけるオストメイト対応機器・おむつ替えシートの設置、視覚障害者誘導用ブロック・音声案内・電光掲示板など、改善が可能で、緊急性の高いものから順次改修を行っていきます。 | 【充実】 |
| （公園のユニバーサルデザイン化） 　「障害のある人のため」という特別な場所や道具を用意するのではなく、障害の有無や年齢等を問わず、すべての人が憩い楽しむことができる空間づくりをめざすユニバーサルデザインを導入した公園の整備を行います。  　新設の公園はもちろんのこと、既存公園の改良にあたっても、公園の入口の段差解消、園路のスロープ化、車いす対応の水飲み場、乳幼児から妊産婦、車いす使用者、高齢者まで、性別を問わず広く利用できる多目的トイレの設置などについて、計画的に推進します。  また、先進都市の取り組みを参考に、利用者の意向を踏まえて、インクルーシブ機能を有した公園の整備を検討します。 | 【充実】 |
| （公共施設等のユニバーサルデザイン情報の見える化）  ＩＣＴ施策  不特定多数の市民が訪れる市有施設や民間の公共的な施設等のユニバーサルデザインの情報を収集・発信するなど、状況を調査し、公共施設等のユニバーサルデザイン情報の見える化を進めます。 | 【検討・実施】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （バリアフリー法および石川県バリアフリー条例に基づく整備の推進）  　不特定多数の人が利用する学校等の新築・増改築・用途変更の計画時に、バリアフリー法および石川県バリアフリー条例に関するチェックシートによる審査等を行い、整備を推進します。また、市民に対し、ユニバーサルデザインの推進の趣旨を広報します。 | 【充実】 |
| （異性介助のできる更衣室等の設置） 　障害のある人とともにプールなどを利用する際に、異性による介助のできる更衣室等を設置します。 | 【充実】 |

#### 民間施設のユニバーサルデザイン化

|  |  |
| --- | --- |
| （民間施設のユニバーサルデザイン化） 　乳幼児から妊産婦、車いす使用者や高齢者まで広く使用できる多目的トイレ・オストメイトトイレの普及を促進します。また、窓付エレベーターや、聴覚に障害のある人や視覚に障害のある人に配慮した緊急避難誘導設備などの設置を促進します。 | 【充実】 |
| （バリアフリー法および石川県バリアフリー条例に基づく整備の推進）  　不特定多数の人が利用する民間の建築物の新築・増改築・用途変更の計画時に、バリアフリー法および石川県バリアフリー条例に関するチェックシートによる審査・指導を行うとともに、優良建築物に対する補助制度・税制上の特例・低利の融資をＰＲし、バリアフリーの普及・推進を図ります。また、事業者に対し、ユニバーサルデザイン推進の趣旨を広報します。 | 【充実】 |
| （異性介助のできる更衣室等の設置） 　障害のある人とともにプールなどを利用する際に、異性による介助のできる更衣室等の設置を促進します。 | 【充実】 |

#### 観光施設のユニバーサルデザイン化

|  |  |
| --- | --- |
| （観光施設のユニバーサルデザイン化） 　観光施設等のバリアフリー化を進め、障害のある人も観光しやすいルートの整備を進めるほか、石川バリアフリーツアーセンターと連携し、観光施設のバリアフリー調査やその情報発信、障害のある人への観光サポートなどユニバーサルデザイン観光を推進します。 | 【充実】 |
| （観光情報の充実）　 　視覚や聴覚に障害ある人が金沢の魅力を楽しめるよう、観光施設での点字や音声、手話や字幕付きの動画等での案内に努めます。 | 【充実】 |

## すこやかに暮らす

□■□■□　　　　　　　　　 　 　□■□■□

【基本指針】

|  |
| --- |
| すこやかに暮らすことは、市民みんなの願いです。本市においては、身体障害者手帳を持つ人の障害の原因の８割が生活習慣病等の後天性疾患です。日頃から、疾病の予防はもちろん、その早期発見・早期治療をすることが望まれます。また、機能障害があっても、適切なリハビリテーションにより、機能の回復や日常生活の活動性の向上、社会参加の推進を図ります。このように、障害の有無にかかわらず、自立度の高い生活を推進し、すべての市民がすこやかに暮らせるよう取り組みます。 |

【施策の体系】

(1)　健康づくりへの支援

(2)　健康診査等の推進

１　疾病の予防と早期発見・

早期治療の推進

(3)　障害発見時の支援

(4)　専門機関のネットワーク構築

(1)　健康の保持と増進への生活コーディネート

(2)　情報の発信

Ⅸ　すこやかに暮らす

２　健康保持・増進施策の

充実

(3)　健康相談・訪問指導

(4)　重い障害のある人の健康保持

(1)　障害のある人への診療体制の充実

(2)　医療費の負担軽減

３　医療サービスの充実

(3)　訪問看護・医療相談の充実

(4)　各種専門職の配置等

(1)　機能訓練等の充実

４　機能回復・維持訓練など

の充実

(2)　日中活動の場の整備充実

### 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

障害のある乳幼児の早期療育および障害のある成人の脳卒中や糖尿病などの生活習慣病を予防し、早期発見・早期治療に努めます。また、こころとからだの健康づくりを支援します。

#### 健康づくりへの支援

|  |  |
| --- | --- |
| （赤ちゃん訪問事業）  生後３か月頃までの全出生世帯を対象に、保健師や助産師が訪問し、健康状態の確認や育児等の相談に応じます。 | 【充実】 |
| （生活習慣病の予防） 　生活習慣病予防の正しい知識の普及を行い、生活習慣の改善、  適切な受療行動が行えるよう支援します。 | 【充実】 |
| （こころの健康づくり） 　精神疾患を早期に治療し、地域の中で生活していくことができるよう、正しい知識の普及、地域や職場での理解の促進、相談体制の整備に努めます。 | 【充実】 |

#### 健康診査等の推進

|  |  |
| --- | --- |
| （妊産婦・乳幼児の健康診査） 　障害を早期に発見し、適切な治療や療育につなげるために、妊産婦・乳幼児の健康診査を充実します。 | 【充実】 |
| （各種健康診査） 　がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防および早期発見のため、各種健康診査や診査結果に基づく予防活動を充実します。 | 【充実】 |

#### 障害発見時の支援

|  |  |
| --- | --- |
| （医療機関との連携）  医療機関からの連絡票等により、支援が必要な対象者を速やかに把握し、訪問等で継続支援を行います。 | 【充実】 |
| （養育支援訪問事業の充実）  子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、さまざまな原因で、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭に保健師等が訪問し、養育に関する相談、支援に努めます。 | 【充実】 |
| （中途障害の相談） 　事故や病気等が原因である障害のある人の精神面や生活に関する相談などの充実に努めます。 | 【充実】 |

#### 専門機関のネットワーク構築

|  |  |
| --- | --- |
| 発達障害を含め子どもに障害があるとわかった時、相談先や福祉サービスについての情報が得られれば、親や家族の不安を軽減することができます。障害福祉課、福祉健康センター、教育プラザ、児童相談所などの専門機関のネットワークを確立し、専門の相談・療育機関への紹介、手帳や手当などの取得・受給など迅速な対応に努めます。 | 【充実】 |

### 健康保持・増進施策の充実

障害のある人の健康の保持・増進のための情報の発信、各種相談や指導を実施するとともに、健康保持・増進に資するサービスを充実します。

#### 健康の保持と増進への生活コーディネート

|  |  |
| --- | --- |
| 「金沢健康プラン」に沿って、生活習慣病の予防やこころの健康づくりなど、健康の保持増進につながる仕組みづくりを支援します。 | 【充実】 |

#### 情報の発信

|  |  |
| --- | --- |
| 精神に障害のある人の地域での生活を支援するために、支援団体や関係機関の相談窓口等の情報発信の充実に努めます。 | 【充実】 |

#### 健康相談・訪問指導

|  |  |
| --- | --- |
| （健康相談） 　治療や療育などが必要な人に対して、適切な対応が早くからできるよう、相談・支援を行います。 | 【充実】 |
| （訪問指導） 　保健師等が訪問し、健康管理や療育・福祉サービスに関する相談・支援を行います。 | 【充実】 |
| （在宅難病患者および小児慢性特定疾病児童等への支援） 　在宅難病患者および小児慢性特定疾病児童等とその家族からの相談に応じ、必要な情報提供および助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。 | 【充実】 |

#### 重い障害のある人の健康保持

|  |  |
| --- | --- |
| （訪問入浴サービス） 　重度の障害のある人に対する訪問入浴サービスは、必要な人へ適切にサービスを提供できる体制整備に努めます。 | 【充実】 |
| （寝具乾燥消毒・理髪美容サービス） 　寝具乾燥消毒および理髪美容サービスは、高齢者へのサービスとの整合性を図りながら、充実に努めます。 | 【充実】 |

### 医療サービスの充実

障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療機関等の協力を得て、医療サービスの充実を図ります。

#### 障害のある人への診療体制の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （視覚に障害のある人への支援） 　視覚に障害のある人が医療機関の受診を円滑に行えるよう、点字等による案内の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （聴覚に障害のある人等への支援） 　医療機関受診に際して円滑な意思疎通が図れるよう、聴覚に障害のある人等への手話通訳・要約筆記者の配置など、障害の特性に応じた支援を図ります。 | 【充実】 |
| （トイレ等のバリアフリー化） 　多目的トイレなど、トイレのバリアフリー化に努めます。 | 【充実】 |
| （入院時の支援） 　障害のある人の入院にあたっては、障害の特性に配慮したコミュニケーション支援や、重い障害のある人への介護など、状況に応じた生活支援について検討します。 | 【検討】 |

#### 医療費の負担軽減

|  |  |
| --- | --- |
| （医療費の負担軽減） 　障害のある人の公費負担医療制度として、自立支援医療制度（精神通院医療・育成医療・更生医療）と、心身障害者医療費助成制度があります。これらの制度の整合性を図り、経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう努めます。また、精神に障害のある人に対する心身障害者医療費助成制度の適用のあり方については、引き続き研究するとともに、助成財源の半分を担っている石川県に対しても同様の対応を要望していきます。 | 【充実】 |
| （医療と切り離せない重い障害のある人の医療費の負担軽減） 　医療と切り離せない重い障害のある人の医療費など、障害のある人の医療に係る負担の軽減について検討します。 | 【検討】 |

#### 訪問看護・医療相談の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （訪問看護） 　医療機関や訪問看護ステーションによる訪問看護は、保健師、ホームヘルパーなど関係者との連絡を密にしながら、充実に努めます。 | 【充実】 |
| （医療相談） 　障害のある人の要望を聞き、適切な医療につなげる医療相談体制の充実を図ります。 | 【充実】 |

#### 各種専門職の配置等

|  |  |
| --- | --- |
| 障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、専門医療機関等に対して、作業療法士や理学療法士などの専門職の配置・充実を要望します。 | 【充実】 |

### 機能回復・維持訓練などの充実

障害のある人が地域で個々のニーズに応じた適切な機能回復・維持訓練や介護を受けることができる体制の整備を進めるとともに、福祉健康センター、医療機関、金沢福祉用具情報プラザ等が互いに連携・協力し、地域リハビリテーション機能の充実を図ります。

#### 機能訓練等の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （自立訓練（機能訓練）の充実） 　自立訓練（機能訓練）とは、障害のある人や難病患者が地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間受けるものです。病院退院者や特別支援学校卒業者等で自立訓練（機能訓練）の必要な障害のある人や難病患者の生活機能の向上のため、この事業の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （自立訓練（生活訓練）の充実） 　自立訓練（生活訓練）とは、主に知的障害のある人または精神に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上のための訓練を一定期間受けるものです。病院や施設を退院・退所した人や特別支援学校の卒業者等で自立訓練（生活訓練）の必要な人の社会適応能力等の向上のため、この事業の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （訪問リハビリ） 　訪問リハビリテーションは、脳血管疾患の後遺症のある人等で通所して機能訓練を受けることができない人のために、今後も継続して実施します。 | 【充実】 |

#### 日中活動の場の整備充実

|  |  |
| --- | --- |
| （生活介護の充実）  　生活介護とは、常に介護を要する障害程度が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設や通所施設で入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受ける事業です。重度の障害のある人の日中活動の場を確保するため、生活介護の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （重症心身障害のある人の生活介護） 　在宅の重症心身障害のある人が利用することができる生活介護事業所の増加と、そのサービスの提供体制の整備充実に努めます。 | 【充実】 |
| （療養介護の充実）  　医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を医療機関で受ける療養介護の充実を図ります。 | 【充実】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （入浴時の介助） 　生活介護、療養介護などの事業所で利用する入浴において、同性介助など利用者の意向に沿ったサービスの提供を促します。 | 【充実】 |
| （地域活動支援センターの充実） 　地域活動支援センターは、多様な活動を保障する社会資源であり、安心して多様な活動に取り組めるよう支援します。 | 【充実】 |

## 知　　る

【基本指針】

□■□■□　　　　　 　　□■□■□

|  |
| --- |
| ささまざまなサービスを利用するためには、正確かつ適切な情報が必要です。平成30年に読書バリアフリー法が制定され、障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することが定められました。情報化社会に進展に的確に対応し、それぞれの障害の特性に合わせた必要な情報が得られるよう、援助する施策を充実します。また、災害・緊急時の情報の取得や、障害のある人の情報の発信についても支援します。 |

【施策の充実】

(1)　ＩＣＴを活用した情報提供

Ⅹ　知　　　る

１　わかりやすい行政情報

の提供

(2)　災害・緊急時の情報提供の充実

(1)　行政情報のユニバーサルデザイン化

(2)　情報のユニバーサルデザインの普及促進

２　情報のユニバーサル

デザインの推進

(3)　読書バリアフリー法に基づく各種施策の展開

### わかりやすい行政情報の提供

福祉サービスをはじめ、障害のある人が必要とする行政情報等にできるだけ接することができるよう、ＩＣＴを積極的に活用し、わかりやすい情報提供に努めます。また、災害・緊急時の情報連絡については、より速やかに行えるよう努めます。

#### ＩＣＴを活用した情報提供　ＩＣＴ施策

|  |  |
| --- | --- |
| （障害のある人の便利帳ウェブサイトの構築）  　障害のある人の便利帳については、冊子版、点字版、ＣＤ録音盤のほか、ＡＩ等を活用し、障害の特性に応じて検索しやすいサイトの構築を検討します。 | 【検討・実施】 |
| （新しい情報機器や情報サービス、ソフトウェア等の調査・研究） 　障害のある人の生活の向上のために新たな情報通信機器や情報サービス、ソフトウェア等についての情報収集に努め、情報提供の充実を図るとともに、新たなサービス等の展開も検討していきます。 | 【充実】 |
| （子育て情報の集約、発信）  　子育てに関連するさまざまな情報をウェブサイト「かなざわ子育てお役立ちウェブ」や、冊子「のびのびビーノ」、「わくわくウーモ」に集約して発信します。 | 【充実】 |

#### 災害・緊急時の情報提供の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （情報提供と災害時広報） 　災害時には同報防災無線、「金沢ぼうさいドットコム」によるメール配信、ファックス送信等やマスコミを通じた迅速な情報連絡を行うとともに、障害者団体やマスコミの協力を得て、文字情報、点字広報、手話通訳による情報提供に努めます。また、公共施設での災害時情報伝達機器の整備や新しい情報通信機器の活用についても検討します。 | 【充実】 |
| （放送のバリアフリー化） 　災害時のテレビによる字幕・手話・解説による放送が行われることを求めていきます。 | 【充実】 |
| （電子メールを活用した防災情報提供事業の充実） 　視覚に障害のある人への警報発令時等の災害情報の提供については、電子メールを使用した取り組みを充実します。 | 【充実】 |
| （ファックスを活用した防災情報提供事業の充実） 　聴覚等に障害のある人への警報発令時等の災害情報の提供については、ファックスを使用した取り組みを充実します。 | 【充実】 |

### 情報のユニバーサルデザインの推進

障害のある人の生活の質の向上をめざし、障害のある人に配慮した情報のユニバーサルデザインを推進します。また、読書バリアフリー法に基づく各種施策の展開に努めます。

#### 行政情報のユニバーサルデザイン化

|  |  |
| --- | --- |
| （市ホームページ等のユニバーサルデザイン化）  　本市のホームページはユニバーサルデザインに配慮したものとなっていますが、さらに充実に努めます。また、パンフレットやチラシ等の発行物についても、見やすいデザイン、コントラスト等に配慮します。 | 【充実】 |
| （字幕入り広報番組の制作） 　本市のテレビ広報番組は手話通訳入りで放映していますが、手話を理解できない聴覚等に障害のある人も少なくないことから、字幕スーパーの挿入番組の制作も行います。 | 【充実】 |
| （点字版広報・拡大文字版広報・音声録音版広報の充実） 　本市の新聞広報を主な内容とする点字版広報・拡大文字版広報・録音版広報を充実します。 | 【充実】 |
| （各種行政情報等の点字版・音声録音版・動画の制作） 　各種行政情報を作成するにあたっては、点字版・音声録音版・手話や字幕を入れた動画等もあわせて作成するよう努めます。 | 【充実】 |
| （市の会議資料の点字版・音声録音版の準備） 　視覚に障害のある人が委員となる会議が開催される場合は、予め点字版資料や音声録音版資料の準備を行います。 | 【充実】 |
| （点字封筒の活用） 　視覚に障害のある人が市からの郵送物だとわかるよう、点字封筒の活用について検討します。 | 【検討・実施】 |

#### 情報のユニバーサルデザインの普及促進

|  |  |
| --- | --- |
| （テレビの字幕・副音声サービス導入の推進）  テレビ放送については、手話通訳、字幕スーパーの導入、副音声による背景説明など、障害のある人に配慮した取り組みの充実を求めます。 | 【充実】 |
| （「自由利用マーク」「ＥＹＥマーク」の普及） 　各種の行政情報を作成するにあたっては、著作物を自由に使用できることを示す「自由利用マーク」を積極的に使用し、その普及に努めます。また、書籍等が出版された段階で録音図書や拡大写本を作成してもよいことを著作者が予め宣言する「ＥＹＥマーク」の普及に努めます。 | 【充実】 |
| （拡大読書器や拡大鏡の整備） 　視覚に障害のある人が窓口などで情報を得たり、書類の記入を自ら行えるよう、拡大読書器や拡大鏡などの普及に努めます。 | 【充実】 |
| （視覚に障害のある人の情報支援機器の普及） 　視覚に障害のある人の情報支援機器である音声パソコンや点字ディスプレイ等の普及に努め、視覚に障害のある人の情報バリアフリー化を促進します。 | 【充実】 |

#### 読書バリアフリー法に基づく各種施策の展開

|  |  |
| --- | --- |
| 読書バリアフリー法の基本的施策を踏まえ、図書館等の公共施設において、視覚による表現の認識が困難な人の読書環境の整備を推進するなど、各種施策の展開に努めます。 | 【実施】 |

## 参加する

【基本指針】

□■□■□　　　　　 　 　□■□■□

|  |
| --- |
| 障害のある人の参加は、社会の全分野で進めなければなりませんが、なかでも大切なのが、政策・施策の立案から決定、実施、評価に至るまでの全過程への参加です。その手段としては、個人として参加するだけではなく、障害の種別や病気などで共通の問題の解決やテーマを目的とした団体活動への参加があります。  この計画は、障害のある人やその家族など当事者を中心に市民の参加でともにつくってきましたが、今後も当事者の権利としての参加を一層推進します。 |

【施策の体系】

１　政治参加の保障

(1)　金沢市障害者施策推進協議会の充実

Ⅺ　参加する

(2) 金沢市障害者自立支援協議会の充実

２　行政参加の推進

(3)　市民フォーラムの開催

(4)　要望等の受付機能

(5)　基本構想段階からの参加促進

(1)　地域社会・経済活動への参加

３　社会参加の推進

(2)　スポーツ・レクリエーションへの参加

(3)　ボランティア活動への参加

### 政治参加の保障

障害のある人に対する各種サービスは、法律などの制度に基づいて実施されています。これらの制度を決定しているのは、国・県・市の議会です。自分たちの意志を代弁してくれる人を選ぶ選挙に参加しやすい環境づくりに努めます。

|  |  |
| --- | --- |
| （障害のある人に配慮した投票所の整備） 　投票所施設のハード・ソフト面のバリアフリー化など、投票しやすい環境整備を進めます。 | 【充実】 |
| （点字等による「選挙のお知らせ版」の発行） 　視覚に障害のある人へ、点字・音声による「選挙のお知らせ版」により情報提供を行います。 | 【充実】 |
| （国への要望） 　障害のある人の参政権の行使に配慮するため、郵便投票制度の対象者拡大や政見放送、演説会等における手話通訳、字幕スーパーの導入など、公職選挙法の改正や施策の充実について、国に必要な要望をしていきます。 | 【充実】 |

### 行政参加の推進

障害のある人の代表者が委員として参加する金沢市障害者施策推進協議会および金沢市障害者自立支援協議会、障害のある人が企画運営をし、また参加する市民フォーラムの開催などを通じて、障害のある人の声を行政施策等へ反映するよう努めます。

#### 金沢市障害者施策推進協議会の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 障害者基本法第36条第４項に規定する審議会その他合議制の機関である金沢市障害者施策推進協議会において、障害のある人およびその関係者を委員として委嘱し、行政施策への積極的な参加が一層図られるよう充実させます。また、施策の推進に必要と認める場合は、各分野で活躍する人などを専門委員として委嘱し、より効果的な施策の推進を図ります。 | 【充実】 |

#### 金沢市障害者自立支援協議会の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 障害者総合支援法第89条の３に規定する協議会である金沢市障害者自立支援協議会において、地域の関係機関等によるネットワークを形成し、地域の実情に応じた障害のある人への支援体制の整備に向け、協議を行います。 | 【充実】 |

#### 市民フォーラムの開催　ＩＣＴ施策

|  |  |
| --- | --- |
| この計画の推進にあたり、障害のある人など当事者に発言の場を提供するための市民フォーラムを開催し、参加者に配慮した情報提供や説明に努めることなどにより、当事者の意見を反映できるような運営に努めるほか、感染症対策の観点から、動画配信やオンライン開催を検討するなど、ＩＣＴの活用を図ります。 | 【充実】 |

#### 要望等の受付機能

|  |  |
| --- | --- |
| 市の各種窓口において、障害のある人などから出された要望や意見を組織的に受け止めることができるようなシステムを整備します。 | 【充実】 |

#### 基本構想段階からの参加促進

|  |  |
| --- | --- |
| ノーマライゼーション社会の実現のため、みちの整備・公共建築物の建設や障害のある人に関連する計画については、基本構想段階から障害のある人の参加を推進します。 | 【充実】 |

### 社会参加の推進

障害のある人もない人もともに参加することにより、住みよい地域社会づくりをめざします。

#### 地域社会・経済活動への参加

|  |  |
| --- | --- |
| （地域社会・経済活動への参加）  障害のある人を受け入れ、ともに暮らすコミュニティを形成するために、障害のある人の地域社会・経済活動への参加を促進します。また、障害に対する理解が地域へ広まるような取り組みを進めます。 | 【充実】 |
| （金沢ＳＤＧｓへの参加）  持続可能な金沢をパートナーシップで実現するプロジェクト「ＩＭＡＧＩＮＥ ＫＡＮＡＺＡＷＡ２０３０」への障害のある人の参加を促進します。 | 【充実】 |

#### スポーツ・レクリエーションへの参加

|  |  |
| --- | --- |
| 各種のスポーツ大会やレクリエーションの場に参加しやすいよう環境を整備します。 | 【充実】 |

#### ボランティア活動への参加

|  |  |
| --- | --- |
| 障害のある人がボランティア活動への参加を通して社会参加・交流が図れる環境を整備します。 | 【充実】 |

## 使　　う

【基本指針】

□■□■□　　　　　 　 　□■□■□

|  |
| --- |
| 障害のある人が利用する各種の制度やサービスは、制度の変更や実施機関の違いなどで複雑で多岐にわたっています。障害のある人が十分な情報の提供を受け、自らの意思で必要とする制度やサービス、さまざまな支援を必要なときに使うことができるための相談支援体制を整備、充実します。 |

【施策の体系】

(1)　生涯にわたり一貫性のある相談支援体制の確立

(2)　相談機能の充実

１　地域で安心して生活する

ための相談支援体制の充実

Ⅻ　使　　　う

(3)　地域生活支援事業の充実

(4)　自立支援協議会機能の充実

(1)　利用手続きの改善

(2)　障害者総合支援法の認定調査の充実

２　利用者の立場に立った

利用手続き

(3)　市の窓口対応の充実

### 地域で安心して生活するための相談支援体制の充実

令和２年10月に運用を開始した「かなざわ安心プラン」により、これまで以上に個別性に合わせた質の高い相談支援を提供することで、障害のある人のライフステージや障害の状態にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害者基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担いながら、相談支援体制の充実・強化を図ります。

#### 生涯にわたり一貫性のある相談支援体制の確立

|  |  |
| --- | --- |
| （子どもから成人への途切れることのない相談支援体制の確立）  本人や家族が障害を受けとめるプロセスに丁寧に寄り添いながら、障害の発見から療育や就学、就労に至るライフステージをつなぐ、途切れることのない相談支援体制の確立に努めます。 | 【充実】 |
| （高齢となっても途切れることのない相談支援体制の確立）  加齢に応じて支援が必要となるプロセスに丁寧に寄り添い、ライフステージに合わせ高齢福祉サービスへとスムーズに移行できるための相談支援体制の確立に努めます。 | 【充実】 |

#### 相談機能の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （障害者基幹相談支援センターの充実）  　地域における相談支援の中核的な役割や虐待防止センター等の機能を有する基幹相談支援センターの充実を図ります。 | 【充実】 |
| （相談支援事業所の充実） 　障害のある人の特性に応じた専門的な対応のできる相談支援事業所を増加し、相談支援の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （「かなざわ安心プラン」による計画相談支援の充実）  　これまでの日々の暮らしを支える支援計画となる「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」に、「親なき後」や将来を見据えた「Ｍｙライフプラン」と災害時や緊急時等も想定した「クライシスプラン」を加えた「かなざわ安心プラン」によるきめ細かな計画相談支援の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （地域移行支援の充実）  　障害者支援施設に入居している障害のある人または精神科病院に入院している精神に障害のある人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を行う地域移行支援の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （地域定着支援の充実）  　単身で居宅生活をする障害のある人が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制の確保や、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談等の各種支援を行う地域定着支援の充実を図ります。 | 【充実】 |

#### 地域生活支援事業の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （地域特性を生かした独自事業の充実） 　外出支援事業、意思疎通支援事業、居住サポート事業など地域生活のニーズに応じ、地域の特性を生かした事業の充実に努めます。 | 【充実】 |
| （事業所への支援） 　事業所が障害の特性に応じて実施している事業に対して、市の支援策を検討します。 | 【検討】 |

#### 自立支援協議会機能の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （事業者連絡会議の開催） 　障害のある人の地域生活を支援するため、サービス提供事業所や相談支援事業所などによる連絡会議を開催し、ニーズや課題を把握するとともに、体制の充実を図ります。 | 【充実】 |
| （ネットワークの構築） 　障害のある人の地域生活における課題に対しては、地域の専門分野の関係者によるネットワークを形成し、相談支援の質の向上と施策への反映に努めます。 | 【充実】 |

### 利用者の立場に立った利用手続き

市役所やその他の行政機関、相談機関において、障害のある人が利用しやすい環境の整備と配慮ある職員対応に努めます。

#### 利用手続きの改善

|  |  |
| --- | --- |
| （行政手続きのオンライン化の推進）ＩＣＴ施策  　障害のある人を含め、市民が市役所に訪れることなく行政手続きが完了できるよう、電子申請を拡大します。 | 【充実】 |
| （書類の簡素化等） 　書類の枚数、記入項目などの見直し、わかりやすい用語の使用や窓口の一本化など、手続きの簡素化に努めます。 | 【充実】 |

#### 障害者総合支援法の認定調査の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 障害支援区分の認定においては、認定調査員の資質の向上を図るとともに、障害の特性を理解し、公平な立場で認定調査が行えるよう、認定審査会の意見を踏まえつつ、県と連携しながら研修の充実に努めます。 | 【充実】 |

#### 市の窓口対応の充実

|  |  |
| --- | --- |
| （案内機能の充実） 　制度・サービスの情報収集に努め、市役所の他部門、他の行政機関や専門相談機関への案内・紹介機能を充実し、障害特性を踏まえた配慮や円滑なサービスの提供に努めます。 | 【充実】 |
| （障害の理解に基づいた対応） 　障害を理解した上で、障害のある人の生活実態に目を向けた親身な対応に努め、減免制度等さまざまな制度を紹介するなどの支援に努めます。 | 【充実】 |
| （手話通訳者の配置） 　市立病院、福祉健康センターの手話通訳者による窓口応対を充実させます。また、需要が多い場所での実施日数の拡大、テレビ電話の活用などの充実を図りながら、市職員の増員配置を検討します。 | 【充実】 |
| （職員の手話通訳研修） 　市役所等を訪れる聴覚に障害のある人の配慮や職員の福祉意識の向上のため、市職員に対する手話通訳研修を実施します。 | 【充実】 |
| （生活保護ケースワーカーの支援力の向上） 　障害のある人の生活に関する相談の内容を正確に把握し、専門機関と連携して障害特性を踏まえた障害のある人の人権を尊重した応対を行います。生活保護を受給する障害のある人の就労については、生活支援機関と連携した指導に努めます。 | 【充実】 |